

283
17



始



2782
17

第八高等學校一覽

第五年度
自大正元年
至大正二年

283-107

第八高等學校一覽

第五年度

自大正二年

第一章	學科	三
第二章	學年學期及休業	三
第三章	入學及在學	三
第四章	成績考查	三
第五章	特待生	四
第六章	授業料	四

目次

第八高等學校一覽

四一 四一 三九 三六 三五 三五 三五 三五 頁

1. 12. 27

第七章	休學及退學	四三
第八章	懲戒	四四
第九章	校章及服制	四五
第十章	學寮	四八
第十一章	圖書及器械	五〇
第五	生徒心得	五二
第六	細則	五三
一	學則施行細則	五三
第一章	學科及授業	五三
第二章	編制	五四
第三章	成績考查、試驗、檢閱	五五
第四章	授業料	六一
第五章	在學及休學	六二

第六章	服裝	六四
第七章	學寮	六五
第八章	圖書	六七
二	生徒心得細則	七〇
三	服務及處務細則	七一
第一章	教官ノ服務	七一
第二章	事務員ノ服務	七二
第三章	學校醫ノ服務	七五
第四章	教育事務	七六
第五章	分課事務	八〇
第六章	文書處理	八七
第七章	報告	九〇
第八章	表簿	九二

第九章	當直	九六
四	物品會計規程細則	九八
五	非常手配規程	一一〇
六	校旗取扱方	一二二
七	卒業證書書式	一二四
第七	教科用書目	一二六
第八	職員	一二七
第九	生徒	一三五
一	生徒氏名	一三五
二	生徒地方別	一五〇
三	生徒年齡表	一五三
第十	卒業者	一五五
一	卒業者氏名	一五五

二 卒業者進入大學別
 第十一 敷地建物

附錄

一	高等中學校令	一六七
二	高等中學校規程	一六九
三	第四年度概況	一八一
四	第八高等學校校友會	一九八
五	寮紀及學寮生徒規約	二〇三
六	運動獎勵ニ關スル方針	二〇六
七	第八高等學校同窓會	二〇七

大正二年

同	一月	一日	(水)
同	同	七日	(火)
同	同	八日	(水)
同	同	十七日	(金)
同	二月	十一日	(火)
同	三月	二十一日	(金)
同	同	二十四日	(月)
同	同	二十五日	(火)
同	同	二十六日	(水)
同	同	三十一日	(月)
同	四月	一日	(火)
同	同	七日	(月)

冬季休業終
 第二學期始
 第一次成績發表
 紀元節拜賀式
 春季皇靈祭
 第二學期授業終
 自習
 定期試驗始
 第二學期終
 春季休業始
 春季休業終

同	同	八月	(火)
同	同	十八日	(金)
同	六月	二十三日	(月)
同	同	二十四日	(火)
同	同	二十五日	(水)
同	七月	一日	(火)
同	同	三日	(木)
同	同	四日	(金)
同	同	五日	(土)
同	同	十日	(木)
同	同	十一日	(金)
同	同	十七日	(木)
同	同	二十四日	(木)

第三學期始
 第二次成績發表
 第三學年第三學期授業終
 第三學年自習
 第三學年定期試驗始
 卒業式
 第一、二學年第三學期授業終
 第一、二學年自習
 第一、二學年定期試驗始
 第三學期終
 夏季休業始
 卒業成績發表
 第一、二學年學年成績發表

六月文部省視學官大島義脩第八高等學校長兼文部省視學官ニ任セラル
 同月生徒二百五十一人ノ入學ヲ許可ス
 七月校長大島義脩兼官ヲ免セラル
 同月事務所ヲ愛知縣會議事堂内ニ移ス
 九月元愛知縣立第一中學校校地校舍ヲ使用シテ開校ス
 同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中ニ限制ノ件ヲ追加ス
 同月生徒心得及諸細則ヲ定ム
 同月名古屋市東區小川町妙本寺外六ヶ寺ニ於テ本校代用學寮ヲ開始ス
 十一月成績考査及試験假規程施行許可
 同月小松原文部大臣本校ヲ巡視セラル

明治四十二年

四月勅令第八十號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セララル
 五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則全部ヲ改正シ大學豫科第三部ヲ増設ス

七月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中志望部類變更ノ件ヲ改正ス
 同月生徒二百三十五人ノ入學ヲ許可ス
 九月學寮細則ヲ制定シ生徒心得細則ヲ改正ス
 同月生徒八十三人ヲ學寮ニ收容ス
 同月授業ノ一部ヲ新築校舍ニ移ス
 十一月生徒心得細則ヲ改正ス
 十二月愛知縣愛知郡呼續町新築校舍ニ移轉ス
 同月 御眞影竝 勅語拜戴式ヲ舉行ス
 同月學則施行細則竝服務及處務細則ヲ改正ス
 同月代用學寮ヲ引拂ヒ新築學寮ニ移轉ス

明治四十三年

三月勅令第六十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セララル
 七月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許可ス

十一月十八日 皇太子殿下本校へ行啓アラセラル

明治四十四年

三月學則施行細則、服務及處務細則ヲ改正ス

五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中授業料ノ件ヲ改正シ並卒業證書書式ヲ制定ス

七月開校式並第一回卒業式ヲ舉行シ生徒百五十九人ヲ卒業セシム

同月生徒二百四十四人ノ入學ヲ許可ス

明治四十五年

一月學則施行細則ヲ改正ス

二月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中授業料ニ關スル件ヲ改正ス

五月長谷場文部大臣本校ヲ巡視セラル

六月文部大臣ノ許可ヲ受ケ文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ又ハ之ニ準據シテ入學セシモノニ附與スル修了證明書書式ヲ制定ス

七月生徒百六十五人ヲ卒業セシム
同月生徒二百九人ノ入學ヲ許可ス

第三 關係法令

一 學校及圖書館特別會計法(抄) 明治四十年 法律第二十三號

第一條 文部省直轄諸學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシメ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テシム

二 高等學校令(抄) 明治二十七年 勅令第七十五號

第二條 高等學校ハ専門學科ヲ教授スル所トス但シ帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得

第四條 高等學校ニ於テ設クル所ノ學科及講座ノ數ハ文部大臣之ヲ定ム

三 文部省直轄諸學校官制(抄) 明治二十六年 勅令第八十六號

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

第八 高等學校 (明治四十一年 勅令第六十八號ヲ以テ改正)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長
教授

生徒監(明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ追加)

助教

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス(明治三十二年勅令第百十七號ヲ以テ改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル(明治三十二年勅令第百十七號同勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル(明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス(明治三十六年勅令第二百三十號同四十六號ヲ以テ改正)

同四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル

場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

四 文部省直轄諸學校職員定員令(抄)(明治三十五年勅令第九十九號)

文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

校長	一人	教授	卅人	教諭		助教	五人	助教		訓導		保姆		助手		書記	六人
----	----	----	----	----	--	----	----	----	--	----	--	----	--	----	--	----	----

(明治四十三年勅令第百六十七號ヲ以テ改正)

五 帝國大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規定(明治二十六年勅令第九十六號)

帝國大學及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

六 高等學校大學豫科學科規程(抄)

明治三十三年
文部省令第十三號

第一條 高等學校大學豫科ノ學科ヲ分チテ第一部、第二部及第三部トス

第一部ノ學科ハ法科大學及文科大學志望者ニ第二部ノ學科ハ醫科大學ノ藥學科、工科大學、理科大學、理工科大學及農科大學志望者ニ第三部ノ學科ハ醫科大學志望者ニ課スルモノトス(明治三十五年文部省令第十號ヲ以テ改正)

第二條 第一部ノ學科ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、論理及心理、法學通論、體操トス(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

前項ノ學科ノ外文科大學志望者ニハ經濟通論ヲ課ス

第二項ノ學科中文科大學哲學科志望者ニハ論理及心理ヲ缺キ數學、物

理ヲ課ス

外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中ニ就キ二種ヲ選ハシム

第一項ノ學科ノ外法科大學志望者ニハ隨意科トシテ羅旬語ヲ課スルコトヲ得

第三條 第二部ノ學科ハ修身、國語、外國語、數學、物理、化學、地質及鑛物、圖畫

體操トス(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

前項ノ學科ノ外醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、鑛物學科並農科大學志望者ニハ動物及植物ヲ課シ工科大學及理工科大學ノ土木工學科、機械工學科、電氣工學科、採鑛及冶金學科、工科大學ノ造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學ノ數學科、物理學科、理科大學ノ星學科並農科大學ノ農學科、農藝化學科、林學科志望者ニハ測量ヲ課ス(明治三十五年文部省令第十號ヲ以テ改正)
(明治四十二年文部省令第十五號ヲ以テ改正)

外國語ハ英語ノ外獨語又ハ佛語ヲ選ハシム但シ工科大學及理工科大

學ノ電氣工學科、應用化學科、製造化學科、採鑛及冶金學科、並農科大學志望者ハ必ス獨語ヲ選フヘキモノトス

第一項ノ學科ノ外、醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、鑛物學科、並農科大學ノ獸醫學科志望者ニハ隨意科トシテ羅旬語ヲ課スルコトヲ得(上) (同)

第四條 第三部ノ學科ハ修身、國語、外國語、羅旬語、數學、物理、化學、動物及植物、體操トス(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

外國語ハ獨語ノ外、英語又ハ佛語ヲ選ハシム

第五條 各部各學科ノ每週授業時數ハ左ノ如シ

第一部(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

修 身	學 科	學 年		
		第 一 年	第 二 年	第 三 年
一				
一				
一				

國語及漢文	六	五	四
英語	(九)	(九)	(八)
獨語	(九)	(九)	(八)
佛語	(九)	(九)	(八)
歷史	三	三	三
論理及心理		二	
法學通論			二
經濟通論			[二]
體操	三	三	三
計	三一	三二	三二 一九

備考

表中()ハ撰擇科目ノ時數ヲ表シ()ハ文科大學志望者ニノミ課スル時數ヲ表ス

文科大學哲學科志望者ニハ第三年ニ於テ國語ヲ缺ク且之ニ課スヘキ
數學、物理ノ授業時數左ノ如シ

學科	學年
數學	第一一年
數學	第二二年
數學	第三三年
物理	第一一年
物理	第二二年
物理	第三三年

英語ヲ以テ入學シ法科大學ノ獨逸法又ハ佛蘭西法ヲ選修スル法律學
科並文科大學ノ獨逸文學科、佛蘭西文學科ニ志望スル者ニ對シテハ外
國語ノ授業時數ヲ左ノ如ク變更ス

學科	學年
英語	第一一年
英語	第二二年
英語	第三三年
獨語又ハ佛語	第一一年
獨語又ハ佛語	第二二年
獨語又ハ佛語	第三三年

英語ヲ以テ入學シ法科大學ノ政治學科ニ志望スル者ノ外國語ノ教授

時數ハ本人ノ志望ニ依リ前項ニ依ルコトヲ得(明治四十二年文部省令
第二十號ヲ以テ改正)
隨意科トシテ法科大學志望者ニ課スヘキ羅匈語ノ授業時數左ノ如シ

學科	學年
羅匈語	第一一年
羅匈語	第二二年
羅匈語	第三三年

第二部 (明治四十三年文部省令
第二十六號ヲ以テ改正)

學科	學年
修身	第一一年
國語	第一一年
英語	第一一年
獨語又ハ佛語	第一一年
數學	第一一年
物理	第一一年
修身	第二二年
國語	第二二年
英語	第二二年
獨語又ハ佛語	第二二年
數學	第二二年
物理	第二二年
修身	第三三年
國語	第三三年
英語	第三三年
獨語又ハ佛語	第三三年
數學	第三三年
物理	第三三年

化學	地質及礦物	圖畫	體操	計
三	四	四	三	三二
三	四	三	三	三二
講義二 實驗三 五	二	二	三	三〇

第三年ニ於テ醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、礦物學科並農科大學志望者ニハ數學ヲ缺キ、工科大學及理工科大學ノ土木工學科、機械工學科、造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學ノ數學科、物理學科及理科大學ノ星學科志望者ニハ化學ノ實驗ヲ缺キ、理科大學ノ各學科、理工科大學ノ數學科、物理學科、純正化學科及農科大學志望者ニハ圖書ヲ缺ク

(明治四十三年文部省令第九號ヲ以テ改正) (明治三十五年文部省令第十號ヲ以テ改正) (明治四十二年文部省令第十五號ヲ以テ改正)

醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、礦物學科並

農科大學志望者ニ課スヘキ動物及植物ノ授業時數左ノ如シ

(上同) (上同)

學科	學年	第一	第二	第三
動物及植物				講義四 實驗二 六

工科大學及理工科大學ノ土木工學科、機械工學科、電氣工學科、採礦及冶金學科、工科大學ノ造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學ノ數學科、物理學科、理科大學ノ星學科並農科大學ノ農學科、農藝化學科、林學科志望者ニ課スヘキ測量ノ授業時數左ノ如シ

學科	學年	第一	第二	第三
測量				三

隨意科トシテ醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、礦物學科並農科大學ノ獸醫學科志望者ニ課スヘキ羅旬語ノ授業時數左ノ如シ

(上同) (上同)

學科	學年
羅甸語	第一一年
	第二二年
	第三三年
	二

第三部 (明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

學科	學年	第一一年	第二二年	第三三年
修身		一	一	一
國語		三		
獨語		一三	一三	一〇
英語又ハ佛語		三	三	三
羅甸語				二
數學		三	二	
物理學			三	講義三六 實驗三六
化學			三	講義三三 實驗三三
動物及植物		四	實驗三	

體操	三	三	三
計	三〇	三一	三一

第六條 前條ノ各學科ハ生徒卒業後分科大學各學科ノ授業ヲ受クルニ足ルヘキ豫備ノ程度ヲ以テ標準トナスヘシ

第七條 學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ分科大學某科志望者ニ課スヘキ一學科若ハ數學科ヲ其ノ學校ニ置カサルコトヲ得

七 高等學校大學豫科入學資格ニ關スル規程(抄) 明治四十一年文部省令第九號

高等學校大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且體格検査ヲ受ケ之ニ合格シタル者タルヘシ

一 中學校ヲ卒業シタル者

- 二 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
- 三 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル者但シ
某學校ノ入學ニ限リ指定ヲ受ケタル者ヲ除ク

八 文部省直轄學校外國人特別入學規程

明治三十四年文部省令第十五號

- 第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ
- 第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ

相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

九 文部省直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用

明治四十四年文部省令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

第十 第八高等學校ニ大學豫科設置

明治四十一年文部省令第十四號

第八高等學校ニ大學豫科ヲ設置シ明治四十一年九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

十一 文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無效ニ關スル規定

明治三十八年文部省令第十八號

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無效トス

十二 高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程

明治四十二年文部省令第十一號

第一條 選抜試驗ハ入學志望者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキ之ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數及選抜試驗施行ノ期日ハ文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選抜試驗ノ學科目ハ中學校ノ學科目(法制經濟及唱歌ヲ除ク)中ニ就キ毎回文部大臣之ヲ告示ス

前項試驗ハ中學校卒業ノ程度ニ據ル

第四條 選抜試驗ハ高等學校長之ヲ行フ

第五條 選抜試驗ヲ受ケントスルモノハ其ノ入學後修業セントスル部類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ部類ハ左ノ如シ (明治四十二年文部省令第十九號ヲ以テ改正)

第一部甲類	英語 法律 政治 經濟 商	第一部丁類	佛語 法律 政治 佛文
第一部乙類	英語 文科	第二部甲類	工 理 農 醫
第一部丙類	獨語 法律 政治 獨文	第二部乙類	醫科ノ內藥學科
		第三部	

入學志望者ハ志望類二箇以上同一部内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望類ノ順位ヲ定ムヘシ

第六條 選抜試験ヲ受ケタル者ハ之ヲ第一部第二部及第三部ノ三部ニ

分チ其ノ試験ノ成績順ニ依リ各高等學校ニ於テ各部募集ノ總員ト同數ノ人員ヲ選出シ其ノ内ニ就キ左ノ方法ニ依リ入學セシムヘシ

一 選抜試験成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配當ス

二 第一號ノ場合ニ於テ成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル

三 第一號第二號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類己

ニ滿員トナリ配當スルコトヲ得サル者ニ就キテハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニシテ缺員アルモノニ配當ス

四 第三號ノ場合ニ於テ成績相同シキトキハ志望類ノ順位ニ依ル

五 第三號ノ場合ニ於テ成績及志望類ノ順序相同シキトキハ抽籤ニ

依ル

六 前數號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル志望類悉ク滿員トナリ

タルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス

前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ

前項選出人員以外ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

十三 高等學校大學豫科入學者選抜試験無試験檢定規程 明治四十三年文部省令第十一號

第一條 各高等學校ハ大學豫科各部ノ入學志望者募集人員ニ超過シタ

ルトキハ各部各類ニ於ケル募集人員ノ五分ノ一以内ニ限り無試験檢定ニ依リ入學志望者ノ入學ヲ許可スルコトヲ得

第二條 無試験檢定ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ有シ其ノ卒業シタル中學校長ノ推薦シタル者ニ限ル

- 一 品行方正ニシテ體格強健ナルコト
 - 二 無試験檢定ヲ受ケントスル年ニ於テ中學校ヲ卒業シタルコト
 - 三 第三學年以上繼續シテ同一中學校ニ在學シタルコト
 - 四 第三學年以上ノ學業成績左ノ標準ニ該當スルコト
 - (イ) 第三學年並第四學年ノ學年試験ニ於ケル學業成績其ノ合格者總數ノ四分ノ一以內ニ相當スル順位ニアリタルコト
 - (ロ) 卒業試験ニ於ケル學業成績其ノ卒業者總數ノ十分ノ一以內ニ相當スル順位ニアリタルコト
- 第三條 前條ノ資格ヲ有スル入學志望者ヨリ請求アリタルトキハ當該中學校長ハ左ノ様式ニ依リ推薦書ヲ調製シ入學出願期限內ニ直接ニ當該高等學校長ニ提出スヘシ

高等學校大學豫科選抜試験無試験檢定入學推薦書

第 部 類志望何

生 年 月 某

成績 順位	合格 者總數	學年 終了シタル 年月	各學科ノ得點若ハ評語				修身	國語及漢文	平均	第三學年試験	第四學年試験	卒業試験	備 考
			、	、	、	、							
		何年何月											

右ハ高等學校大學豫科入學者選抜試験無試験檢定規程第二條ニ該當致候ニ付推薦候也

年 月 日

何々中學校長

姓

名

印

第三條ノ二 前二條ノ規定ハ專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ

指定ヲ受ケタル者ノ卒業シタル學校ニ關シ之ヲ準用ス(明治四十四年文部省令
第二十一號ヲ以テ改正)

第四條 無試験檢定ハ各高等學校所定ノ入學出願手續ヲ完了シタル者ニ限リ之ヲ行フ

第五條 無試験檢定ニ依リ入學ヲ許可セスト決定シタル者ハ選抜試験ヲ受クルモノトス

第六條 第三條ノ推薦書ハ選抜試験ヲ同時ニ施行スルニ箇以上ノ高等學校ニ提出スルコトヲ得ス

前項ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ無試験檢定ハ之ヲ無効トス

十四 文部省直轄諸學校ノ二學校以上ニ入學出願者ノ入學スヘキ學校

明治三十六年文部
省告示第九十六號

同一人ニシテ文部省直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入學ヲ許可セラレタル學校ニ入學スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ入學スヘキ學校ハ本人ノ選擇ニ任ス

十五 大學豫科學力檢定規程

明治二十六年
文部大臣訓令

第一 大學豫科學力檢定試験ハ帝國大學分科大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験執行ノ通告アル場合ニ限リ高等學校ニ於テ施行スルモノトス

第二 大學豫科學力檢定試験ハ高等學校大學豫科卒業ノ程度ニ據ル但シ官立府縣立中學校又ハ之ト同等ト認ムヘキ公立中學校ノ卒業證書ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校ノ學力檢定試験ヲ行フモノトス

第三 大學豫科學力檢定試験ハ毎年七月又ハ九月ニ於テ一回之ヲ施行

ス

第四 大學豫科學力檢定試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ム
ヘシ但シ既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ試験ヲ受ケサルコトア
ルモ返付セス

第五 試験合格者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ（證明書式略ス）

第四 學 則

第一章 學 科

第一條 本校ノ學科ハ明治三十三年文部省令第十三號所定ノ大學豫科

第一部第二部及第三部トス

第二條 前條各部ノ學科目中外國語ハ英語及獨語ノ二種トス

第二章 學年學期及休業

第三條 學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

第四條 學年ニ三學期ヲ設ク

第一學期ハ九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至リ第二學期ハ一月八

日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三學期ハ四月八日ヨリ七月十日ニ至ル

第五條 休業日左ノ如シ

日 曜 日

大祭日 二月十一日
 紀元節 八月三十一日
 天長節 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
 冬季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル
 春季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
 夏季休業

第三章 入學及在學

第六條 入學ノ期ハ每學年ノ初トス
 第七條 入學ヲ志望スル者ハ入學志望者名票ニ寫眞及檢定料ヲ添へ本校ニ差出スヘシ
 第八條 檢定料ハ金五圓トス
 一旦納付シタル檢定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス
 第九條 入學志望者ハ其ノ入學後修業セントスル部類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ部類ハ左ノ如シ

- 第一部甲類 英語法律科政治科經濟科商科
- 第一部乙類 英語文科
- 第一部丙類 獨語法律科政治科獨語文科
- 第二部甲類 工科
- 第二部乙類 理科農科醫科ノ内藥學科
- 第三部 醫科

入學志望者ハ志望ノ部類二箇以上同一部内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第十條 各部類入學志望者ノ數入學セシムヘキ者ノ數ニ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

第十一條 入學後ニ於テ修業部類ヲ變更スルコトヲ許サス但シ第一部甲類ヨリ同乙類ニ又ハ第二部甲類ヨリ同乙類ニ轉科セントスル者ニ

對シテハ缺員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ
在學中修業部類變更ノ爲メ選抜試験ヲ受ケントスルトキハ校長ノ許
可ヲ受クヘシ

第十二條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ履歷書ニ入學料
金壹圓ヲ添へ本校ニ差出シ且明治四十一年文部省令第九號ノ入學資
格ヲ證明スヘキ卒業證書又ハ證明書ヲ提出シ本校ノ檢閲ヲ受クヘシ
前項ノ手續ヲ了セサル者ニ關シテハ其ノ入學ノ許可ヲ無効トス
一旦納付シタル入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ還付セス

第十三條 入學シタル者ハ宣誓ヲ爲シ且在學中保證ノ責ニ任スヘキ父
兄ノ宿所氏名ヲ届出ツヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ
代ルヘキ者ヲ定メ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條 退學セシ者及除名セラレタル者再入學ヲ願フトキハ詮議ノ
上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四章 成績考査

第十五條 各學年第三學期末ニ於テ生徒ノ學業成績ヲ考査シテ學年成
績及卒業成績ヲ定ム

第十六條 學年成績ハ當該學年ニ於ケル勤惰平常成績及試験ノ成績ヲ
參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リ試験ヲ行ハサルコトアル
ヘシ

第十七條 卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十八條 試験ヲ分チテ通常試験及定期試験トス

通常試験ハ課業ノ進度ニ應シ隨時之ヲ施行ス

定期試験ハ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

第十九條 學業成績ハ科目評點及平均評點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ最
高點トス

第二十條 試験ニ缺席シタル者ノ評點ハ當該學期ニ於ケル平常成績ヲ

參酌シテ之ヲ定ム但シ一學年間に二回以上定期試験ヲ受ケサル者ハ特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第二十一條 缺席、休學、停學等ノ爲メ平常成績ノ考查ヲ爲ス能ハサル者ニ就テハ臨機ノ處分ヲ爲ス

第二十二條 學年評點左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

一、平均評點六十未滿ナルコト

二、一科目ノ評點四十未滿ナルコト

三、科目評點五十未滿ノモノ二科目以上アルコト

四、科目評點六十未滿ノモノ四科目以上アルコト但シ科目總數九科目以上ノ場合ニハ本文ニ該當スルモノ五科目以上アルコト

第二十三條 進級又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平素ノ行狀及學業進歩ノ狀況ヲ參酌シテ黜陟スルコトアルヘシ

第二十四條 進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ニ於テ再ヒ原學年ノ各學科目ヲ履修セシム

第五章 特待生

第二十五條 品行方正學業成績優等ナル生徒中若干名ヲ選抜シテ特待生トス

第二十六條 特待生ハ每學年之ヲ定メ其ノ特待生タル期間ハ次ノ一學年間トス

第二十七條 特待生ニ對シテハ授業料ヲ徵集セス

第二十八條 特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認メタルトキハ之ヲ止ム

第六章 授業料

第二十九條 授業料ハ一學年金參拾五圓トス

明治四十四年七月ヨリ施行
同四十三年以前ニ入學シタル生徒ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル

第三十條 授業料ハ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分 金拾參圓

第二學期分 金拾壹圓

第三學期分 金拾壹圓

納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 授業料ハ缺席休學停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ免除ス

第三十二條 學年ノ半途ニ退學シタル者ニ對シテハ次學期以降ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十三條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第三十四條 第三十六條ニ依リ休學セル者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ出席シタルトキハ當該學期ノ分納額ハ一箇月金參圓五拾錢ノ割合ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徵集シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セ

シム但シ第三期分授業料ノ月割ニ關シテハ七月ヲ算入セス

第七章 休學及退學

第三十五條 疾病又ハ止ヲ得サル事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ當該學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

第三十七條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

前條ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以内ニ於テ原學年ニ復スヘシ

第三十八條 休學ハ同一學年ニ於テ一回一箇年以内ニ限ル但シ第三十六條ニ依ル休學ハ此ノ限ニアラス

第三十九條 生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ申出ツヘシ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ之ヲ除名ス

一、正當ノ事由ナクシテ引續キ三箇月以上缺席セル者

二、出席常ナラサル者

三、學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

四、授業料又ハ學寮費ノ滯納三十日ニ及フ者

第四十一條 除名ニ關シテハ前條ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第八章 懲戒

第四十二條 學紀風紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒ノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ

懲戒ス

懲戒ハ形跡ニ拘ハラズ主トシテ德義ニ基キテ之ヲ斷ス

第四十三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飾、謹慎、放校ノ三トス

謹慎ニハ停學ヲ附加スルコトアルヘシ

第四十四條 戒飭ハ訓誨ヲ加ヘテ將來ヲ戒メ謹慎ハ一定時間特別ノ監

督ノ下ニ反省セシメ放校ハ學校ヨリ放逐ス

第九章 校章及服制

第四十五條 本校ノ徽章ヲ第一校章及第二校章トス其ノ様式左ノ如シ

(様式略ス)

第四十六條 第一校章ハ制帽ノ前章トシ其ノ他校長ノ特ニ指定シタル

場合ニ於テ之ヲ用フルモノトス

第四十七條 第二校章ハ衣釦、紋章其ノ他ノ記號ニ用フルモノトス

第四十八條 本校生徒ノ制服ハ正帽、衣、袴、靴、略帽、夏衣、夏袴、脚絆トス

前項制服ノ服制左ノ如シ

一、正帽

製式 丸形

品質 羅紗

色 黒

前章 眞鍮製金色第一校章縦徑八分横徑九分五厘)

横章 白線二條(幅各二分)

頤紐 黒革(幅三分五厘) 釦(眞鍮製金色圓形徑三分五厘第二校章ヲ附ス)

二、衣

製式 脊廣形立襟(襖角形)「ポケット」ハ上衣ノ左右兩脇及左胸

部ニ各一箇トス

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

襟章 第一部ハI、第二部ハII、第三部ハIII(眞鍮製金色縦徑五分)

釦煉製黒色徑七分第二校章ヲ附ス(一列五箇)

三、袴

製式 普通

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

四、靴

品質 革又ハ「ツツク」

色 黒

五、略帽

製式及品質 麥藁製普通形(縁約二寸高約二寸七分)

鉢卷 黒色(幅約一寸)

前章 正帽ニ同シ

六、夏衣及夏袴

製式 釦襟章ハ二三ニ同シ

品質 小倉綾織

色 藍鼠霜降

七、脚絆

製式 圖ノ如シ(圖略ス)

品質 綿布、麻布又ハ羅紗

色 濃紺又ハ黒

第四十九條 前條制服ノ外左ノ製式ニ依リ外套ヲ用フルコトヲ得

製式 圖ノ如シ(圖略ス)

品質 羅紗

色 黒(裏地ヲ附スル場合ニハ同色)

釦 眞鍮製金色第二校章ヲ附ス(前部二列各五箇徑八分、背部二

箇徑八分、二箇徑五分)

第十章 學 寮

第五十條 學寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓育ス

ル處トス

第五十一條 學寮ハ毎年九月六日ニ開キ七月十二日ニ閉ツ

第五十二條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情ニ依リ通學ノ許可ヲ受

ケタルモノ、外總テ學寮ニ入ルヘキモノトス

第五十三條 前條以外ノ生徒ニシテ入寮セント欲スルモノハ願出テ許

可ヲ受クヘシ

第五十四條 學寮生徒ニシテ退寮セント欲スルモノハ其ノ事由ヲ具シ

願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十五條 學寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セシ

ムルコトアルヘシ

第五十六條 學寮費ハ一箇月金壹圓トシ七月ヲ除キ毎月指定ノ日ニ之

ヲ納メシム

既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第五十七條 學寮生徒ニシテ其ノ本分ニ背戾スル行爲アリト認ムルト
キハ情狀ニヨリ退寮ヲ命スルコトアルヘシ

第十一章 圖書及器械

第五十八條 本校所有ノ圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏ス

第五十九條 書庫ニ於テハ本校所藏ノモノ、外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ
保管スルコトアルヘシ

第六十條 教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場
所ニ備ヘ置クコトヲ得

第六十一條 職員ハ校長ノ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クル
コトヲ得

第六十二條 圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ル者ハ職員及生徒第五十九條ノ
圖書委託者其ノ他校長ノ特許ヲ得タル者ニ限ル

第六十三條 本校所定ノ規則ニ違反シ又ハ其ノ他不都合ノ行爲アルモ

ノハ圖書ノ閱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十四條 本校所藏ノ學術用器械ハ各所屬教室ニ備付ク

第六十五條 生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ實習用器械ヲ使用スルコト
ヲ得

第六十六條 本校ノ圖書器械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損
害ノ程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ
負擔セシムルコトアルヘシ

第五 生徒心得

本校生徒タルモノハ徳性ヲ涵養シ知能ヲ鍊磨シ以テ國家有用ノ器材タ
ラシコトヲ期スヘシ居常守ルヘキ道多端ナリト雖モ茲ニ其ノ標的トス
ヘキ大綱ヲ舉示スルコト左ノ如シ

- 一、志操ヲ固クシ實行ヲ勵ミ學業徳器ノ大成ヲ期スヘキコト
- 二、身體精神ヲ鍛鍊修養シ剛健快活ノ氣象ヲ振起スヘキコト
- 三、獨ヲ慎ミ己ニ克チ忠信廉恥ノ心ヲ存スヘキコト
- 四、規律ヲ守リ責任ヲ重シ謹恪重厚ノ風ヲ持スヘキコト
- 五、師長ヲ尊敬シテ温恭自虛ノ道ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ協同融和
ノ實ヲ舉クヘキコト

第六 細則

一 學則施行細則

第一章 學科及授業

第一條 學則第一條ニ依ル學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リ之ヲ實施
ス

第二條 高等學校大學豫科學科規程第五條ニ依リ分科大學某學科志望
者ニ課スル課程ヲ修メントスル者ハ前學年第二學期ノ終迄ニ其ノ志
望ヲ届出ツヘシ隨意科ヲ修メントスル者亦同シ

第三條 學則第十一條但書ニ依リ修業部類ノ變更ヲ許可スルハ第一年
及第二年ニ在リテハ學期ノ始第三年ニ在リテハ學年ノ始ニ限ル

第四條 每週授業ノ日課ハ學年ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ
半途ニ之ヲ變更シ又ハ臨時日課ヲ變更スルコトアルヘシ

第五條 一授業時ヲ五十分トス

實驗、製圖、實習、體操ニ於テハ一授業時ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業スルコトアルヘシ

第六條 特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ

第七條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク

一、試験、檢閲、儀式、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ

二、教官ノ出張、賜暇、忌引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ

第八條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第九條 教科用圖書ハ學科主任及擔任教官ノ意見ヲ聞キ校長之ヲ定ム

第二章 編制

第十條 學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱ス

組ハ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス

第十一條 各學級ニ級總代二人ヲ置ク

級總代ハ當該學級生徒ヲシテ定員二倍ノ候補者ヲ互選セシメ其中ニ就キ校長之ヲ命ス

第十二條 級總代ハ別ニ定ムル學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス

第十三條 級總代ノ任期ハ一箇年トス

第十四條 全生徒ヲ以テ生徒隊ヲ編成ス

生徒隊部隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 成績考查、試験、檢閲

第十五條 學業成績評點科目數ヲ定ムルコト左ノ如シ

期各學級ニ就キ校長之ヲ定ム卒業席次ハ卒業成績ヲ按シ各部類ニ就キ校長之ヲ定ム

第二十條 試驗ハ修身及體操ヲ除ク外各學科目ニ就キ之ヲ行フ

第二十一條 通常試驗ハ每學期一回以上施行スルヲ常例トス其ノ期日ハ擔任教官之ヲ定メ施行後學級主任ニ通報スヘシ之ヲ豫メ生徒ニ告知スル場合ニハ前以テ學級主任ニ協議スルヲ要ス此ノ告知ノ日ハ試驗ノ期日ト五日以上ヲ隔ツヘカラス

第二十二條 定期試驗ハ別ニ時間ヲ定メテ之ヲ行フ

第二十三條 第一次定期試驗ハ第一學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二次定期試驗ハ第一學期及第二學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第三次定期試驗ハ主トシテ第二學期及第三學期ニ於テ履修セル部分

ニ就キ施行ス

第二十四條 試驗問題ハ擔任教官之ヲ定メ其ノ定期試驗ニ關スルモノハ試驗施行後三日以内ニ報告スヘシ

第二十五條 檢閱ハ生徒隊規律ノ張弛志氣ノ振否服裝ノ整否及教練ノ進歩ヲ檢スル爲メ之ヲ行フ

第二十六條 檢閱ハ定期檢閱及臨時檢閱トシ定期檢閱ハ每學期一回之ヲ行フ

第二十七條 檢閱ノ期日及方法ハ校長ノ命ニ依リ其ノ實施ハ體操教官之ヲ擔任ス

檢閱成績ハ體操教官ニ於テ學業成績考查ノ參考トス

第四章 授業料

第二十八條 授業料納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分 其ノ年九月十一日ヨリ同月二十日ニ至ル

第二學期分 其ノ年一月八日ヨリ同月二十日ニ至ル

第三學期分 其ノ年四月八日ヨリ同月二十日ニ至ル

第五章 在學及休業

第二十九條 生徒ハ左記ノ一ニ該當スル者ヲ除ク外入學後一學年間ハ總テ學寮ニ入ルヘク其ノ後ハ學寮又ハ本校公認下宿ニ入ルヘシ但シ特別ノ事情アルモノハ願出ニヨリ審査ノ上他ヨリ通學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、 自宅ヨリ通學スルモノ

二、 職員宅ヨリ通學スルモノ

三、 親戚宅ヨリ通學スルモノ

第三十條 生徒遅刻又ハ缺席スルトキハ其ノ當日ヨリ三日以内ニ事由ヲ詳記シ届出ツヘシ但シ病氣缺席一週日ニ渉ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十一條 生徒ハ異動ノ有無ニ拘ハラズ毎年九月十一日ヨリ同月二十五日迄ニ所定ノ書式ニヨリ宿所ニ關スル届出ヲ爲スヘシ

第三十二條 生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條 生徒父兄ニ關スル届又ハ宿所ニ關スル届ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ届出ツヘシ

第三十四條 生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコトアルヘシ

第三十五條 通學生徒歸省旅行又ハ外泊ヲナスコト一週日ニ渉ル場合ニハ事由及旅行先又ハ外泊先ヲ詳記シ豫メ届出ツヘシ

第三十六條 疾病ニ依リ休學セントスル者ハ其ノ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十七條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ役

名服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第三十八條 生徒ヨリ提出スル總テノ願届書ハ特ニ規定アルモノヲ除ク外指導教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ

第六章 服 装

第三十九條 生徒登校スル場合ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ脚絆ハ特ニ指定シタル場合ノ外着用セサルコトヲ得

第四十條 止ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ之ヲ届出ツヘシ

第四十一條 儀式ノ場合ニハ冬服及正帽ヲ着用スルヲ正装トス

第四十二條 生徒外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス袴及制帽ヲ著クヘシ

第四十三條 夏服着用期間ハ六月一日ヨリ九月三十日迄トス但シ時宜

ニ依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四十四條 夏服着用期間ニ於テハ儀式ノ場合體操教授ヲ受クル場合及特ニ指定シタル場合ノ外ハ略帽ヲ以テ正帽ニ代用スルコトヲ得

第四十五條 新ニ入學セル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ十月一日ヨリ本章ノ規定ヲ適用ス

第七章 學 寮

第四十六條 學寮生徒ハ生徒監指導ノ下ニ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スヘシ

第四十七條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム

第四十八條 寮内日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケ生徒監之ヲ定ム

第四十九條 學寮生徒ハ寮紀及規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

一、寮内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト

- 二、寮内ノ清潔及衛生ニ關スルコト
- 三、炊事々務炊事監督ニ關スルコト
- 四、其ノ他必要ナル事項

第五十條 各寮ニ委員二人各室ニ總代一人ヲ置キ任期ヲ一學期トス
總代ハ各室生徒互選トシ生徒監ノ認可ヲ經テ就任ス

委員ハ各寮總代ノ互選セル候補者ニ就キ校長之ヲ命ス

第五十一條 寮委員ハ生徒監ノ指示ニ從ヒ寮内整理ノ責ニ任シ寮紀規約ノ實行ヲ督勵ス

第五十二條 總代ハ室内整理ノ責ニ任シ兼テ室員ヲ代表ス

第五十三條 止ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時限外ニ外出セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第五十四條 外出中止ムヲ得サル事情アリテ歸寮時限ニ遅レタルモノハ其ノ事由ヲ詳記シ翌日中ニ届出ツヘシ

第五十五條 止ムヲ得サル事情アリテ外泊セントスルモノハ豫メ生徒

監ノ許可ヲ受ケ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

外出中俄ニ外泊スルノ止ムヲ得サル事情ヲ生シ前項ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ當日歸寮時限迄ニ其ノ事由ト居所トヲ届出テ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第五十六條 學寮生徒歸省又ハ旅行ヲナサントスルトキハ日數及旅行先ヲ明記シ願出テ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第五十七條 各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動セシムヘカラス

第五十八條 不注意又ハ怠慢ノ爲メ備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルモノハ之ヲ辨償セシム

第八章 圖書

第五十九條 本校所藏ノ圖書ハ擔任事務員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第六十條 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第六十一條 學則第六十條ニ依リ特別ノ場所ニ備付クル圖書監守ニ關シテハ當該場所物品監守者其ノ責ニ任ス

第六十二條 教官ハ一員二十冊其ノ他ノ職員ハ一員十冊ヲ限リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢裝ノモノハ本文冊數ヲ倍スルコトヲ得

第六十三條 貴重圖書閱覽室備付ニ缺クヘカラスアル圖書及ヒ一員ニシテ同一ノ圖書一部以上ハ之ヲ借受クルコトヲ得ス

第六十四條 圖書ヲ借受ケント欲スル者ハ圖書課ニ就キ所定ノ手續ヲナスヘシ借受ケタル圖書ハ之ヲ轉貸スヘカラス

第六十五條 借受ケタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第六十六條 生徒圖書閱覽ノ證トシテ閱覽券ヲ設ケ毎學年ノ始メ圖書課ニ於テ之ヲ交付ス

第六十七條 本校ノ職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閱覽スル者ニ對シテハ圖書閱覽特許證ヲ附與ス

第六十八條 閱覽券ハ之ヲ他ニ轉貸スヘカラス若シ之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ届出ツヘシ

第六十九條 圖書閱覽室ハ左ノ期間之ヲ閉ツ

- 一、八月一日ヨリ八月三十一日マテ
- 一、十二月二十八日ヨリ一月五日マテ
- 一、祝日大祭日

前項ノ外臨時閉室スルコトアルヘシ

圖書閱覽室開閉ノ時限ハ其ノ時々之ヲ定ム

第七十條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ一切ノ手續ヲ了シ

閱覽券ト共ニ之ヲ係員ニ差出ス可シ但シ閱覽室備付ノ圖書ト雖モ時宜ニ依リ閱覽ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第七十一條 閱覽者ハ閱覽終レハ直ニ圖書ヲ返納スヘシ

閱覽者ハ圖書ヲ閱覽室外ニ携帯スルコトヲ得ス

七十二條 閱覽者ハ一時ニ洋書五冊和書十冊以上ヲ借覽スルコトヲ得ス

二 生徒心得細則

第一條 生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ

第二條 生徒ハ酒類ヲ飲用スヘカラス

第三條 校內ニ於テハ所定ノ場所ノ外喫烟スヘカラス

第四條 生徒揭示ヲナサントスル時ハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 生徒集會ヲ催ストキハ豫メ生徒課ニ届出ツヘシ

第六條 告示ハ所定ノ場所ニ揭示シタル以上ハ一般ニ知了セラレタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ

三 服務及處務細則

第一章 教官ノ服務

第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授助教ノ外講師及雇外國教師ヲ包含ス

第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍內ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス

第三條 生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官ノ擔任トス

第四條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任學級主任指導教官ノ事務ニ從事スヘシ

第五條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ

第六條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ入學者選抜試験大學豫科學力檢定試験其ノ他臨時ノ事務ニ従事スヘシ

第七條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ

第八條 教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ従事スルコトヲ得ス

第九條 第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第十條 書記及雇員ハ校長ノ命ニ依リ課長ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ従事スヘシ

雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ勤務スヘシ

第十一條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキ又ハ所屬

上官ヨリ特ニ命セラレタルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖モ執務スヘシ

第十二條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ當日執務時限前ニ事由ヲ記シ届出ツヘシ若病氣缺勤一週日ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後一週日ヲ加フル毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 執務時限中發病等ノ爲メ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノハ前日中ニ届出ツヘシ

第十五條 親屬ノ喪ニ遇ヒ忌服ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ

第十六條 轉地療養父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノ爲メ請暇セントスル者ハ日限及行先地ヲ記シ許可ヲ受クヘシ

第十七條 賜暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前届出ツヘシ

第十八條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ且歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十九條 新任者ハ五日以内ニ住所ヲ届出ツヘシ

住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷上ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任免官休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ従事ス

第二十四條 學校醫ハ毎月一回教授時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ

學期學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルトキ亦同シ

第二十五條 學校醫ハ每週二回學寮ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視察シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

第二十六條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應シ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作成スヘシ

第二十七條 學校醫ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體檢査規程ニヨリ生徒ノ身體ヲ檢査シ身體檢査票ヲ調製スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校及學寮ノ近傍若ハ學校及學寮内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙ホ其ノ情況ニヨリ學校又ハ學寮ノ全部若ハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ前各條ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又ハ身體ヲ検査シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第三十一條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務

第三十二條 各教官ノ擔任スヘキ教育事務概テ左ノ如シ

- 一、生徒ノ操行ヲ調査スルコト
- 二、生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト

三、生徒ノ學業成績ヲ調査スルコト

四、教室内ノ秩序ヲ保持スルコト

五、擔任學科教授要目ヲ調製スルコト

六、教育ノ成績及教授ノ經過ヲ報告スルコト

七、修學旅行ニ關スルコト

八、其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノコト

第三十三條 訓育ニ關スル事務ハ全教官ノ擔任トシ生徒監ヲシテ之ヲ主掌セシム

生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十四條 教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トス

第三十五條 教育事務整理ノ責ニ任セシムル爲メ學科主任主任學級主任及指導教官ヲ置ク

第三十六條 學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長

之ヲ命ス

修身科 修身

第一文學科 論理及心理、歷史、法學通論、經濟通論

第二文學科 國語及漢文

第一語學科 英語

第二語學科 獨語、羅句語

第一理學科 數學、物理、化學

第二理學科 動物及植物、地質及礦物

第三理學科 圖畫、測量

體操科 體操

第三十七條 學科主任ノ擔任スヘキ事務概テ左ノ如シ

一、當該學科教授ノ統一進歩ノ爲メ必要ナル處置ヲ爲スコト

二、當該學科教授要目ヲ整理スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

四、教授分擔ニ關スルコト

五、教授上必要ナル參考用圖書器械標本藥品等ヲ調査スルコト

六、其ノ他當該學科ニ關スルコト

第一文學科第二文學科第一理學科及第二理學科ノ主任ハ校長ノ許可ヲ受ケ前項事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得

學科主任ハ擔任事務ニ關シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十八條 學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十九條 學級主任ハ所屬生徒ヲ統率シ校規命令ヲ實行セシメ又其

ノ學業ヲ督勵シ風紀ヲ維持シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ臨機處理スルモノトス

第四十條 學級主任ノ任期ハ一箇年トス

第四十一條 指導教官ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命シ全生徒ヲシテ之ニ分屬セシム但シ生徒又ハ父兄ニ於テ特別ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得

第四十二條 指導教官ハ其ノ擔任ニ屬スル生徒ノ品行學業健康等ニ關シ在學中絶ヘス適宜ノ指導監督ヲ加ヘ生徒ヲシテ其ノ本分ヲ完ウセシメシコトヲ期スヘシ

第四十三條 指導教官ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外其ノ擔任ニ屬スル生徒ヨリ本校ヘ差出スヘキ總テノ願届書ヲ審査スヘシ

第五章 分課事務

第四十四條 本校ニ生徒課、教務課、圖書課及庶務課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第四十五條 各分課ニ課長ヲ置キ所屬職員ヲ率ヒ分掌事務整理ノ責ニ任セシム

課長ハ職員中ニ就キ校長之ヲ命ス

第四十六條 分課所屬ノ職員ハ課長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス

第四十七條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、生徒ノ訓育及風紀ニ關スルコト
- 二、生徒ノ勤惰ニ關スルコト
- 三、生徒ノ管理、監督及訓誨、懲戒ニ關スルコト
- 四、指導教官及學級總代ニ關スルコト
- 五、生徒ノ學籍及兵役ニ關スルコト
- 六、退學及休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
- 七、在學證明ニ關スルコト
- 八、生徒隊ニ關スルコト
- 九、生徒ノ願届ニ關スルコト
- 一〇、體育及運動ニ關スルコト
- 一一、學校衛生ニ關スルコト

- 一二、身體検査ニ關スルコト
- 一三、生徒控所ニ關スルコト
- 一四、卒業者ニ關スルコト
- 一五、學寮ノ管理及警備ニ關スルコト
- 一六、學寮當直ニ關スルコト
- 一七、生徒ノ入寮退寮ニ關スルコト

第四十八條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
- 二、教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
- 三、授業及休業ニ關スルコト
- 四、教科用圖書ニ關スルコト
- 五、生徒募集及入學ニ關スルコト
- 六、選抜試験ニ關スルコト

- 七、成績考査、進級卒業及成績證明ニ關スルコト
- 八、試験、檢閱及學力檢定ニ關スルコト
- 九、學級編成ニ關スルコト
- 一〇、生徒ノ修業部類及志望學科ニ關スルコト
- 一一、教授上ノ設備ニ關スルコト
- 一二、教官ノ報告ニ關スルコト
- 一三、教官會議ニ關スルコト
- 一四、修學旅行ニ關スルコト
- 一五、參觀人取扱ニ關スルコト
- 一六、教室及教官室ニ關スルコト

第四十九條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、圖書ノ保存及整理ニ關スルコト
- 二、圖書印ヲ管守スルコト

- 三、購入圖書ノ審査ニ關スルコト
 - 四、書庫及閱覽室ニ關スルコト
 - 五、圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 六、圖書貸付ニ關スルコト
 - 七、新聞雜誌年報一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト
- 第五十條 庶務課ニ庶務係及會計係ヲ置ク
庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト
 - 二、校長ノ官印及校印ヲ管守スルコト
 - 三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
 - 四、職員ノ服務ニ關スルコト
 - 五、雇外國人ニ關スルコト
 - 六、公文書處理ニ關スルコト

- 七、統計報告一覽等ニ關スルコト
 - 八、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
 - 九、日誌及諸記録ニ關スルコト
 - 一〇、諸儀式ニ關スルコト
 - 一一、校章及校旗ニ關スルコト
 - 一二、寄贈ノ金品等ニ關スルコト
 - 一三、事務當直ニ關スルコト
 - 一四、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト
- 會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、歳入歳出豫算及決算ニ關スルコト
 - 二、資金ニ關スルコト
 - 三、金錢ノ収支及保管ニ關スルコト
 - 四、歳入歳出及物品證明ニ關スルコト

- 五、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
 - 六、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 七、修繕ニ關スルコト
 - 八、校地校舎ニ關スルコト
 - 九、電話、電燈、瓦斯、給水及煖爐取扱ニ關スルコト
 - 一〇、校内一般ノ警備取締ニ關スルコト
 - 一一、校舎内外ノ洒掃ニ關スルコト
 - 一二、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第五十一條 各分課ノ主掌事務ニシテ他分課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ
- 第五十二條 各分課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他ノ分課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章 文書處理

- 第五十三條 公文書ハ第五十五條ニ依ルモノ、外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徴スヘシ
- 二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ
- 親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ
- 第五十四條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ庶務課ニ還付スヘシ
- 第五十五條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受スヘシ
- 一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
 - 二、生徒ヨリ差出ス願届書類
 - 三、入學志望者受験名票

四、其ノ他校長ノ指定シタル書類

第五十六條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ校長ニ供閲シ指揮ヲ受クヘシ

第五十七條 左ノ文書ハ主掌課長限リ處分スヘシ

- 一、生徒ノ在學證明ニ關シ徵兵事務ニ關係ナキモノ
- 二、生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ
- 三、生徒ノ宿所、入寮、退寮及諸届出ニ關スルモノ
- 四、物品ノ支給ニ關スルモノ
- 五、一定ノ例規ニ依ルモノ

第五十八條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十九條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ執務時間以外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ當直ニ回付スヘシ

第六十條 庶務課ニ於テハ發送文書及原議ニ番號ヲ付シ之ヲ件名簿ニ登記スヘシ

第六十一條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ月日、受信名、發信名、料金ヲ登記シ取扱主任檢印スヘシ

第六十二條 事件ノ完結シタル文書ハ第七章及第八章ニ掲クルモノ及保存期間一箇年以内ノモノヲ除ク外總テ庶務課ニ回付スヘシ第七章及第八章ニ掲クル文書ハ主掌分課ニ於テ整理シ之ヲ保存スヘシ文書ノ保存年限ハ別ニ之ヲ定ム

前項ニ依リ回付セラレタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存スヘシ

第六十三條 各分課ニ於テハ其ノ保存スヘキ文書ノ編纂又ハ整理方法

ヲ定メ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四條 文書處理ノ齊一整頓ヲ計ル爲メ毎年一回檢閲ヲ行フ但シ

檢閲ハ機密書類及未完ノ文書ニ及ホサス

文書檢閲委員ハ其ノ都度職員中ニ就キ之ヲ命ス

第七章 報告

第六十五條 教育又ハ事務ニ關シ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規程ニ

依リ各主管職員ノ責任ヲ以テ報告ヲ爲スヘシ

第六十六條 報告ヲ分チテ定期報告及臨時報告トス

第六十七條 定期報告ノ種類左ノ如シ

一、週報

生徒課週報

二、月報

庶務課月報

生徒課月報

圖書課月報

三、學期報

教務課學期報

生徒課學期報

四、年報

教官年報

生徒監年報

教務課年報

生徒課年報

圖書課年報

庶務課年報

第六十八條 週報ハ次週水曜日マテニ、月報ハ翌月七日マテニ、學期報ハ

學期末後二十五日以内ニ、教官年報ハ毎年五月三十一日マテニ、其ノ他ノ年報ハ毎年九月二十日マテニ校長ニ提出スヘシ

第六十九條 定期報告ハ別ニ定ムル様式又ハ要項ニ依リ調製スヘシ

第七十條 教官年報ハ各學科主任ニ於テ取纏メ意見アルモノハ之ヲ附記シテ進達スヘシ

第七十一條 臨時報告ハ特ニ命令アリタル時又ハ其ノ必要ヲ認メタル時隨時之ヲ提出スヘシ

第八章 表 簿

第七十二條 本校ニ於テハ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ表簿ヲ備フヘシ

第七十三條 生徒課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、學籍簿
- 二、生徒父兄届綴

三、生徒學歷綴及生徒履歷書綴

四、生徒出席簿

五、生徒寫真帖

六、在寮生徒名簿

學籍簿ハ毎年十月十五日限整理シ校長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第七十四條 教務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

- 一、教授要目
- 二、各教官受持學科目及時間表
- 三、各學級授業時間及教室配當表
- 四、教科用圖書配當表
- 五、生徒學業成績表
- 六、學年曆
- 七、入學志望者受験名票

八、入學者選拔試驗答案
 九、入學者選拔試驗成績表
 一〇、卒業證書臺帳
 一一、試驗問題
 一二、教官會議記錄
 第二第三第四ノ各表ハ複本ヲ調製シ校長ニ提出スヘシ
 學年曆ハ前學年八月末日限決裁ヲ受クヘシ
 第七十五條 圖書課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
 一、圖書分類目錄
 二、圖書借用證書
 第七十六條 庶務係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
 一、勅語謄本
 二、職員履歷書

三、命課簿
 四、旅行決裁簿
 五、誓簿
 六、學校一覽表
 七、職員出勤簿
 八、日誌
 九、事務曆
 學校一覽表ハ毎年九月末日現在ニ依リ十月末日限調製シ其ノ複本ヲ校長ニ提出スヘシ
 事務曆ハ會計年度ニ依リ前年度ノ三月末日限決裁ヲ受クヘシ
 第七十七條 會計係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
 一、學校平面圖
 學校平面圖ハ建物水管瓦斯管電線暖爐堀井ノ配置ヲ記入シ複本二通

ヲ調製シ一通ヲ校長ニ提出シ一通ヲ庶務係ニ回付スヘシ

第九章 當直

第七十八條 當直勤務ハ事務當直及學寮當直トス

第七十九條 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ

生徒課勤務ノ教官ハ輪番ヲ以テ學寮當直ニ服スヘシ

第八十條 本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス

第八十一條 生徒監ハ必要ニ應シ隨時學寮ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ第七十九條第二項ノ當直者ヲ除番ス

第八十二條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス

- 一、出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日
- 二、病氣缺勤中
- 三、賜暇ノ當日

四、忌引中

五、新任者著任ノ日ヨリ起算シ七日間

六、以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキハ

第八十三條 事務當直ノ任務ハ概テ左ノ如シ

- 一、校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト
 - 二、校舎内外ノ取締ヲナスコト
 - 三、接受シタル物件ヲ處理スルコト
 - 四、火災ノ虞アル場所ト器物トニ對シ特ニ注意スルコト
- 第八十四條 學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ執ルヘシ

第八十五條 當直者ハ勤務中學校ヲ離ル、コトヲ得ス

第八十六條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第八十七條 當直中非常事故アルトキハ直ニ報告シ事急ナルトキハ臨

機ノ處置ヲ爲スヘシ

第八十八條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ有リテハ庶務課長
學寮當直ニ有リテハ生徒監之ヲ定ムヘシ

四 物品會計規程細則

第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計
規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理ス

第二條 物品ハ備品消耗品ノ二種トシ備品ノ各室共用ニ係ルモノヲ共
用備品トシ職員各自ニ専用スルモノヲ専用備品トス但シ備品及消耗
品ノ區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ之ヲ定ム

第三條 受入物品ハ總テ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後
倉庫ニ藏置シ之カ保管ノ責ニ任スヘシ
圖書機械標本類ニ關シテハ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタ

ル後直ニ當該監守者ニ交附シ其ノ授受ヲ明ニシ之カ監督ノ責ニ任ス
ヘシ

第四條 各課係又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任一人若ハ數
人ヲ置キ使用物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各
自専用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第五條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督
スヘシ

一、各課係又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月消耗品支給簿ニ照査
スルコト

二、毎年一回備品支給簿及消耗品支給簿ニ依リ各課係又ハ教室ニ就
キ現品ヲ査閲シ各課係ノ備品監守簿及消耗品受拂簿ノ調査ヲ爲
シ校長ニ報告スルコト

前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用

上ニ付意見アルトキハ校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコト
 第六條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規程ノ監督ヲ怠リ
 タルトキハ校長其ノ事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出ツルモノハ文部大臣
 ニ具申ス

第七條 各課係又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又
 ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

- 一、會計係 會計係、校長室、食堂、應接室、小使室及門衛室ニ屬スル物品
- 二、教務課 教務課、教官室、通常教室及講堂ニ屬スル物品
- 三、生徒課 生徒課、生徒控所及學寮ニ屬スル物品
- 四、庶務係 庶務係及宿直室ニ屬スル物品
- 五、圖書課 圖書課、書庫及閱覽室ニ屬スル物品
- 六、物理教室 物理教室ニ屬スル物品

七、化學教室 化學教室ニ屬スル物品

八、博物教室 博物教室ニ屬スル物品

九、圖畫及測量教室 圖畫及測量教室ニ屬スル物品

十、體操教室 體操用運動用物品

第八條 監守者又ハ物品取扱主任ノ監守又ハ取扱ニ屬スル物品ニ關シ
 テハ文部省直轄各部物品會計規程第十三條ノ責ニ任スヘシ

第九條 各部所要ノ物品ハ品名數量需要ノ事由等ヲ記載セル請求書ヲ
 物品會計官吏ニ差出スヘシ尙ホ注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添フ
 へシ

第十條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長
 ノ許可ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏
 置シ請求ニ應シテ之ヲ支給スヘシ

第十一條 臨時所要ノ物品ハ物品監守者若ハ當該首席者ノ請求ニ依リ

其ノ都度校長ノ許可ヲ受ケ購入手續ヲナシ之ヲ交付スヘシ

第十二條 生産品及寄贈品ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ其ノ品名數量及見積價格ヲ付シ校長ニ上申シ之カ受入ノ許可ヲ受ケタル後藏置若ハ支給ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ交付若ハ支給セントスルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト專用品トニ區別シ備品支給簿ニ登記ヲ了シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品取扱主任若ハ請求者ニ配付スヘシ

圖書機械標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番號ヲ付記スヘシ但シ機械標本等ニシテ番號ヲ付スル能ハサルモノハ適當ノ方法ヲ設ケテ之ニ記號ヲ付シ整理スヘシ

第十四條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ備品監守簿消耗品受拂簿ヲ備付ケ物品ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之カ登記ヲ了シ現品ト對照

シ備品支給簿消耗品支給簿又ハ別ニ指定スル用紙ニ領收ノ印ヲ捺シ物品會計官吏ニ返付スヘシ但シ備品ハ其ノ備付ケ場所ヲ備考欄内ニ摘記シ其ノ所在ヲ明ニスヘク消耗品ニアリテハ其ノ受拂ヲ明瞭ニスヘシ

第十五條 物品監守者交代シタルトキハ新監守者物品監守簿ニ其ノ受繼年月日ヲ記入シ且記名捺印スヘシ

第十六條 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ屬スルモ乙物品監守者ニ於テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條 職員轉免ノ場合ニハ其ノ専用備品ヲ物品會計官吏ニ返付スヘシ

第十八條 物品監守者ハ使用中ノ物品ニシテ自然毀損シ修理又ハ引替ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添へ返付ノ手續ヲ爲シ物品會計官吏

ニ其ノ修理又ハ引換ヲ請求スヘシ
物品會計官吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ更ニ原物品監守者
ニ引渡スヘシ

第十九條 不用トナリタル物品ハ物品會計官吏ニ返付シ物品監守簿ノ
備考ニ其ノ事由年月日ヲ詳記スヘシ

物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ成規ニ
依リ毀損ノ經伺ヲナシ物品出納簿ヨリ控除シ不用品ニ屬スルモノハ
之ヲ審査シ尙ホ使用ニ堪フヘキモノハ保存シ向來所要ノ目的ナシト
認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ校長ノ決裁ヲ乞フヘシ

第二十條 保管ノ物品ニシテ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ品名數量價格
ヲ取調ヘ物品會計官吏ヲ經由シテ校長ニ申報スヘシ

第二十一條 物品會計官吏ハ前條ノ申報ニ接シタルトキハ始末書ヲ徴
シ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ乞ヒ且所轄警察署ニ届出ツヘシ

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿
ヲ置クヘシ

一、普通備品出納簿

本簿ハ普通備品ノ品目數量價格納人名等ヲ登記シ又在庫並使用
物品ノ現在ヲ明ニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名冊數出納價格納人名等ヲ登記シ又圖書ニ屬スル物
品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

三、器械標本類出納簿

本簿ハ器械及標本ヲ別チ學科毎ニ口座ヲ設ケ品目箇數價格納人
名等ヲ登記シ又器械標本ニ屬スル物品ノ監守者ト物品會計官吏
トノ受授ヲ明ニス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目、數量、價格、納人名等ヲ記入シ又在庫並消費高ヲ明ニス

五、共用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル共用備品ノ品目、數量、番號、受授年月日等ヲ登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

六、専用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル専用備品ノ品目、數量、受授年月日等ヲ登記シ專用者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

七、消耗品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル消耗品ノ品目、數量、受授年月日ヲ記入シ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

第二十三條 各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル

爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品監守簿

本簿ニハ備品ノ品名、箇數、記號及受授年月日ヲ明記スヘシ但シ圖書器械及標本ニ關スル備品簿ハ各其ノ原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、消耗品受拂簿

本簿ニハ消耗品ノ受拂ヲ明記スヘシ

三、郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付シ其ノ受拂ヲ詳記スヘシ

第二十四條 物品檢閲ヲ分チテ定時臨時ノ二種トス定時檢閲ハ毎年八月、臨時檢閲ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條 物品檢閲委員ハ委員長一人委員若干トシ學校職員中ヨリ毎年校長之ヲ命ス

第二十六條 物品檢閲委員ノ検査事項左ノ如シ

- 一、物品保管ノ適否
- 二、備品使用ノ適否
- 三、消耗品消費ノ適否
- 四、物品缺損ノ有無
- 五、帳簿ト現品トノ對照

第二十七條 物品檢閲ノ際在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ保管監守取扱ニ屬スル現品及簿冊ヲ取揃ヘ其ノ席ニ列シテ之レカ點檢ヲ受ケ物品檢閲委員ノ質問ニ對シ答辨スヘシ

第二十八條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ簿冊ニ署名檢印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徴スヘシ

第二十九條 物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲上ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シ校長ニ申報スヘシ

第三十條 本細則ニ據ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
備品消耗品區別

凡例

- 一、備品消耗品ノ區別ハ物品ノ性質ト其ノ用法トニヨリ之ヲ區別ス
- 二、物品ノ性質ニ關シテハ
 - (イ) 比較的永久ノ使用ニ耐ヘ又ハ其ノ性狀ヲ變スルコトナクシテ其ノ用ヲ爲スモノヲ備品トシ
 - (ロ) 毀損シ易ク又ハ其ノ性狀ヲ變シテ其ノ用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノヲ消耗品トス
- 三、物品ノ用法ニ關シテハ
 - (イ) 其ノ性質ハ消耗品ニ屬スルモノト雖モ見本陳列品等トシテ

(ト) 保存スヘキモノヲ備品トス
 (ロ) 其ノ性質ハ備品ニ屬スルモノト雖モ實驗用材料品トシテ使用スヘキモノハ消耗品トス

四、附屬物ハ總テ主物ニ從屬セシメ單獨ニ登記セス

五、非常手配規程

第一條 本校失火若ハ近火等非常ノ節ハ之ヲ知リタルモノヨリ直ニ庶務課又ハ學寮當直及事務當直ニ知ラスヘシ
 第二條 庶務課又ハ當直ニ於テ前條ノ報ニ接シタルトキハ直ニ應急ノ手配ヲナシ且電話若ハ急使ヲ以テ校長及各課長ニ報告シ同時ニ會計主任ニ報知スヘシ
 第三條 校内失火ノ際ニハ職員以下現場ニ駆付ケ唧筒及消火器ヲ使用シテ消防ヲ爲スヘシ

近火ノ際ニハ適宜ノ場處ニ唧筒ヲ引出シ防禦ノ用意ヲナスヘシ但シ延燒ノ虞ナキ場合ノ外備付ノ唧筒ヲ校外ニ引出スヘカラス
 第四條 校内失火到底消止ムルコト能ハスト認メタル場合又ハ近火ニシテ延燒ノ虞アル場合ニハ號鐘ヲ以テ左ノ信號ヲ報セシムヘシ
 ○○○○ ○○○○ ○○○○ 三点連續シテ打ツ

第五條 非常手配ノ部署ヲ分テテ本部御眞影係警戒部、防火部、運搬部及學寮生徒隊トス
 前項ノ外時ノ情況ニ依リ豫備員部ヲ設ク

第六條 係員ノ部屬ニ關シ豫メ定ムルコト左ノ如シ
 一、在校上席職員ハ本部ノ司令トナル
 二、在校次席職員及會計主任ハ御眞影係トナル
 三、生徒監又ハ學寮當直ハ學寮生徒隊司令トナル
 四、學寮生徒ノ部屬ハ第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル

五、雇契約消防夫ハ防火部ニ屬セシム

六、巡視ハ警戒部ニ屬セシム

前項以外諸員ノ部屬ハ緩急ニ應シ臨機司令ニ於テ之ヲ定ムヘシ

各部配屬ノ上席職員ヲ以テ其ノ部ノ指揮者トス

第七條 第四條ノ場合ニ於テ在校上席職員ハ直ニ表門内西部物置附近ニ本部ヲ開設シ本規定實行ノ責ニ任スヘシ

時ノ情況ニ依リ本部ヲ他ニ移スコトヲ得此ノ場合ニハ傳令ヲ配置シテ本部ノ位置ヲ教示セシムヘシ

學寮生徒隊司令ハ本部ニ屬ス

本部屬員ハ傳令用ノ外本部ヲ離ル、コトヲ得ス

第八條 職員及備員第四條ノ信號ヲ聞キタルトキ又ハ急報ニ依リ駆付ケタルトキハ第六條ニ定メラレタルモノ、外直ニ本部ニ參著シ司令ノ區署ヲ受ケテ分掌ノ手配ニ就クヘシ

通學生徒ハ第一項ノ場合ニ於テ裏門内北側ニ集合シ司令ノ指揮ニ從フヘシ

第九條 御眞影係手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、御眞影奉安處(會計係室)ニ參集シ附近ヲ警戒スヘシ

二、危急ノ場合ニハ直ニ御眞影 勅語 皇太子殿下御寫眞ヲ警護シテ奉遷スヘシ

第一奉遷處 愛知縣立第五中學校

第二奉遷處 名古屋高等工業學校

三、奉遷ニハ校旗ヲ守護シテ之ニ從フヘシ

第十條 警戒部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、表門及裏門ハ直ニ閉鎖シ巡視ハ見張番ヲナシ唧筒消防夫警察官諸官衙職員及平常出入ノモノ、外通門ヲ禁止スヘシ

二、巡視ハ始終校内ヲ巡邏シテ盜賊等ヲ戒ムヘシ

- 三、受付一人以上表門ニ出テ駆付人氏名等ヲ書キ留メ置クヘシ
- 四、夜中ニ在リテハ表門裏門本部受付、玄関等ニ高張提灯ヲ點シ其ノ他要所ニ點燈シ又各所入口開扉ノ用意ヲナスヘシ
- 五、瓦斯口、暖爐其ノ他一般火氣ノ存スル所ニハ特ニ警戒ヲ加ヘ必要ト認メタルモノ、外ハ總テ消滅スヘシ
- 第十一條 防火部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、適宜ノ場所ニ唧筒ヲ引出シ延燒ノ虞アル建物ノ窓ヲ閉チ水ヲ注キ其ノ他飛火ノ移リ易キ場處物品等ニ就キ充分ノ豫防ヲナスヘシ
 - 二、作業器具ヲ用ヒテ通路ノ防碍物ヲ除キ及上席職員ノ指揮ヲ受ケテ廊下其ノ他建物ニ防火上必要ナル破壊作業ヲ施スヘシ
- 第十二條 運搬部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、運搬用擔架及ボックス袋ヲ持出シ物品ヲ安全ノ場所ニ運搬スヘシ

- 二、運搬ハ火元最寄ノ場所ヨリ始メ且書類及貴重機械ヲ先ニシ次ニ圖書次ニ器具雜品ニ及フヘシ
- 三、搬出シタル物品ハ監視者ヲ附シテ嚴重ニ取締リヲナスヘシ
- 第十三條 豫備員部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ
 - 一、救護處ヲ開設シ人命救護ノ事ヲ行フヘシ
 - 二、必要ト認メタル場合ニハ飲食物供給ノ手配ヲナスヘシ
 - 三、各部手簿ノ方面ニ應援スヘキ準備ヲ爲シ司令ノ命ニ依リ又ハ各部ノ請求ニ應シ司令ニ届告シテ之ニ参加スヘシ
- 第十四條 學寮生徒隊ハ御眞影隊及左ノ各隊トシ其ノ編制ハ每學年ノ始メニ於テ生徒監之ヲ定ム
- 各隊ニ分隊ヲ設クルハ生徒監ノ定ムル所ニ依ル
- 警戒隊 第十條ニ準シ警備ノ事ヲ行フ
- 防火隊 第十一條ニ準シ消火及作業ヲ行フ

運搬隊 第十二條ニ準シ運搬ニ從事ス
 豫備隊 第十三條ニ準シ救護及應援ニ從事ス
 本部隊 本部ニ屬シ傳令通報及記錄ニ從事ス
 第十五條 御眞影隊ハ常置セス最先ニ奉安處ニ駐付ケタル生徒八人ヲ以テ組織ス
 御眞影隊ハ制服ヲ著用シ奉安處隣室ニ於テ武装シ(内三人ハ帶劍五人ハ帶劍執銃銃ニ劍ヲ著ク)御眞影係ト協同シテ第九條ノ手配ニ就クヘシ
 第十六條 各係部隊員ハ上席職員ノ指揮ニ服從シ協力動作スヘシ指揮ヲ待ツ違ナキ場合ニ於テハ各自獨斷專行スヘシ
 第十七條 常備非常用具ノ名稱箇數及備付場處左ノ如シ

名 稱 箇 數 備 付 場 所
 二 表門内西部物置
 二 表門内西部物置

水	運	車	二	同
運	搬	車	二	同
梯	子	四	同	
繩	梯	一	同	
口	子	大 二 小 二	同	
大	槌	二	同	
大	斧	二	同	
刺	又	二	同	
鋸		二	同	
運	搬	用	同	
擔	架	五	同	
高	張	提	同	
燈	及	附	同	
屬	品	一	學寮玄關脇	
同		一	表門内西部物置	
提	燈	二〇	表門内西部物置	

前項ノ用具ハ非常ノ場合ノ外使用スヘカラス但シ特ニ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十八條 前條用具ノ整頓ハ庶務課長ノ責任トス

毎月第一執務日ニ常備非常用具検査ヲ行フ

前項ノ検査員ハ校長之ヲ命ス

第十九條 毎學期一回若ハ臨時學寮生徒隊並雇契約消防夫ニ本規程手配ノ演習ヲ爲サシムヘシ

第二十條 消火器ハ毎年十月末日迄ニ詰替ヲ爲シ且時々試験ヲ行ヒ使用ニ差支ナカラシムヘシ

六 校旗取扱方

第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標幟トス

第二條 校旗ハ儀式又ハ校外ニ於テ生徒隊行動ノ場合ニ使用ス

第三條 校旗使用ノ場合ハ其ノ都度校長之ヲ指定ス

第四條 校旗ハ庶務課長之ヲ保管シ旗手之ヲ保護ス

第五條 旗手ハ生徒中身體強健品行方正學業成績優等ナル者ヲ選ヒ校長之ヲ命ス

第六條 校旗ハ旗手ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス但シ非常變災ノ場合及其ノ組立ヲ解キ又ハ雨覆ヲ付シタルトキハ此ノ限ニアラス

七 卒業證書書式

氏 名

高等學校令及高等學校大學豫科學科規程ニ依リ本校第一(二)(三)部ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 校
印 月

日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

八 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ附與スル證明書書式

校 印

氏

名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ本校第一(二)(三)部ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

第八高等學校教科用書目

(自大同二年九月
至二年七月)

	國語及漢文	英 語	獨 語	歷 史	論 理 及 心 理	法 學 通 論	經 濟 通 論	數 學	物 理	化 學	動 物 植 物	圖 畫	測 量	羅 旬
第 一 年	一部甲乙	日本文學全書第一編 徒然草竹取物語 瀧川編 纂標孟子集註 瀧川編 高等漢文標註漢唐 文鈔 山田箋註 箋註十八史略讀 本	The Jones Readers, Bk. VII. Hamerton: Selections from the Intellectual Life. Channing: Present Age. De Havilland: Short Stories. Richard Marsh: Live Men's Shoes. Nesfield: Idiom, Grammar, and Synthesis for High Schools.	Alge: Deutscher Leitfaden. I. 第六高等學校德語教員編 德選讀本一二	Myers: General History. Putzger: Historischer Schul-Atlas.									
	一部丙	同上	Doyle: Memoirs of Sherlock Holmes. Max O'Rell: John Bull and His Island.	Alge: Deutscher Leitfaden. I. 第六高等學校德語教員編 德選讀本一二 青木編 實用德選文典	同上									
	二部甲乙	島田 安井編 增訂高等漢 文卷三 深井 山田標註 標註論語	Doyle: Adventures of Sherlock Holmes. Macaulay: Frederick the Great. Hawthorne: Twice Told Tales. De Havilland: Short Stories. Nesfield: Idiom, Grammar, and Synthesis for High Schools.	Kayser: Brief German Course. 第六高等學校德語教員編 德選讀本一					舊地編 Analytical Geometry.			久保田著 高等立體圖學		
第 二 年	一部甲乙	瀧川編 纂標孟子集註 瀧川編 高等漢文標註宋元 文鈔	Souvestre: An Attie Philosopher in Paris. Doyle: Round the Red Lamp.	Alge: Deutscher Leitfaden. I. 第六高等學校德語教員編 德選讀本一二 大村 山口 谷日編 德選文法教科書 前後編 譯井著 Praktische Einführung in die deutsche Sprache.										
	一部丙	同上	Macaulay: Addison. Scott: Ivanhoe.	Andrä: Erzählungen aus der Weltgeschichte. I. Weber: Von Luther zu Bismarck. I. II. Stifter: Bunte Steine. Porger: Moderne Erzählende Prosa. II. 第六高等學校德語教員編 德選讀本二	Myers; General History. Putzger: Historischer Schul-Atlas.	Titchener: A Primer of Psychology.								
	二部甲乙	高等國文 大鏡 枕草紙 日本文學全書第八編 源氏物語 島田 安井編 高等漢文卷 四 深井 山田標註 標註論語	Helps: Essays. Mubock: John Halifax, Gentleman. Washington's Farewell Address. Webster's First Bunkerhill Monument Oration and other Patriotic Selections. Nesfield: Idiom, Grammar, and Synthesis for High Schools.	Frenssen: Peter Moors Fahrt nach Südwestafrika. 第六高等學校德語教員編 德選讀本二 丸山編 德選實學讀本					舊地編 Analytical Geometry. Williamson: Differential Calculus. } 甲=限	Duff: A Text- book of Physics.	近重編 化學教科書	久保田著 高等立體圖學		
三 部	同上	Irving: Sketch Book. Ruskin: Fronsles Agrestes.	Andrä: Erzählungen aus der Weltgeschichte. I. Heyse: Der verlorene Sohn. Grillparzer: Der arme Spielmann. Porger: Moderne Erzählende Prosa. II. Bilsche: Charles Darwin. 第六高等學校德語教員編 德選讀本二						Lampa: Lehrbuch der Physik.	Rüdorff u. Lüpke: Grundriss der Chemie.	第六高等學校編 動植物實習手引			
第 三 年	一部甲	日本文學全書第十一編 源氏物語 高等國文 萬葉集 高等國文 古事記 源詞 寶命 風土記 島田 安井編 增訂高等漢 文卷五	George Eliot: Silas Marner. Burke: On American Taxation. Arnold: Culture and Anarchy. From Blake to Arnold. Spencer: Philosophy of Style. Medley: My English Diary. Nesfield: Idiom, Grammar, and Synthesis for High Schools.	Garcis: Encyclopädie und Methodologie der Rechtswissenschaft. Fischer: Über den Witz. Freitag: Aus dem Stuate Friedrichs des Grossen und Erhebung.	Myers: General History. Putzger: Historischer Schul-Atlas.	Garcis: Encyclopädie und Methodologie der Rechtswissenschaft. 編田著 法學通論(參考書)							Coller and Daniell: First Year Latin.	
	一部乙丙	同上	Dickens: Christmas Carol. Jerome: Three Men in a Boat. Tennyson: Enoch Arden.	Garcis: Encyclopädie und Methodologie der Rechtswissenschaft. } 乙 Schiller: Prosa. Goethe: Hermann und Dorothea. Heyse: Zwei Gefangene. Garcis: Encyclopädie und Methodologie der Rechtswissenschaft. } 丙 Kron: Der kleine Deutsche. Rednerische Prosa. Keller: Romeo und Julia auf dem Dorf. Goethe: Tasso. 片山編 德選近世論文集	同上				Cossa: Die ersten Elemente der Wirtschaftslehre.				同上	
	二部甲乙	同上	Dickens: A Tale of Two Cities. Selections from Huxley's Lay Sermons, Addresses, and Reviews. Medley: My English Diary.	Helmholtz: Populäre Vorträge. Sudermann: Frau Sorge.					Williamson: Dif- ferential Calculus. Williamson: Integral Calculus.	Crew: General Physics.	Holleman: Text- book of Organic Chemistry. 新嘗編 化學實驗教科書	第六高等學校編 動植物實習手引 (乙=限)	D. A. Low: Machine Drawing and Design. (參考書)	君島著 測量學
三 部	同上	Jerome: The Idle Thoughts of an Idle Fellow. Selections from Huxley's Lay Sermons, Addresses, and	Andrä: Erzählungen aus der Weltgeschichte. I. Kron: Der kleine Deutsche. Ludwig: Zwischen Himmel und Erde. Neritz: Der arme Geigenmacher und sein Kind.						Lampa: Lehrbuch der	Holleman: Lehrbuch der Organischen Chemie.				同上

第七教科用書目



第八職員

大正元年十二月一日調

校長

文學士 大島 義脩 東京

修身科

修身

教授文學士 橋本捨次郎 滋賀

主任修身

教授文學士 芝田 徹心 三重

修身

教授文學士 藤塚 鄰宮 城

同

教授文學士 小野寺精一郎 千葉

第一文學科

法學通論、經濟通論

教授 中村健一郎 三重

論理、心理

教授文學士 芝田 徹心 前出

主任、歷史

教授文學士 今井 貞臣 京都

第二文學科

職員

主任、國語

漢文

同

第一語學科

主任、英語

英語

同

同

同

同

同

獨語

第二語學科

教授文學士 山内二郎 東京

教授文學士 藤塚 鄰 前出

教授 松本亦一 佐賀

教授文學士 小松原隆二 岡山

教授 赤井直吉 京都

教授文學士 中川芳太郎 愛知

教授文學士 岡部次郎 大分

教授文學士 澤村寅二郎 京都

教授文學士 小野寺精一郎 前出

教師 オプスター ビーヂェー、ウイレルデンハート 英國

教授文學士 丸山 環 滋賀

同

同

同

主任、獨語

獨語

同

同

獨語

羅句語

同

同

同

教授文學士 伊藤兼一 島根

教授 澤井要一 東京

教授 中村健一郎 前出

教授文學士 櫻井政隆 新潟

教授文學士 芝田徹心 前出

教授文學士 石倉小三郎 東京

教授文學士 原弘毅 廣島

教授文學士 中川芳太郎 前出

教授文學士 近澤道元 岐阜

教授文學士 増田甚治郎 三重

教師 ハルマン、ヘルフリツチエ 獨國

講師 エドワード、フイロソフイ、ヘラリウム、マギステル アルノルド、ハーン 獨國

講師文學士 辻善定 岐阜

第一理學科

主任、物理	教授理學士	柏木好三郎	東京
物理	教授理學士	江口元太郎	佐賀
數學	教授理學士	中野	靜長野
化學	教授理學士	伊川浩	藏奈真
數學	教授理學士	渡邊孫一郎	栃木
化學	教授理學士	久保田勉之助	千葉
數學	教授理學士	大井守一	福井
化學	教授理學士	伊藤禮一	廣島
物理實驗	講師補助	山田一郎	島根

第二理學科

主任、動物、植物	教授理學士	大賀一郎	岡山
----------	-------	------	----

第三理學科

主任、圖畫	教授工學士	山縣愷介	山口
圖畫、測量	教授工學士	今澤行雄	愛知

體操科

體操	講師陸軍步兵少佐	四本乙熊	鹿兒島
主任、體操	講師陸軍步兵大尉	森信齋	岐阜
體操	講師陸軍步兵少尉	山本誠三	山口
同	講師陸軍步兵特務曹長	稻垣善太郎	愛知
同	講師陸軍步兵特務曹長	吉田榮治	愛知

弓道名譽師範	法學士	立入春太郎	三重
柔道師範		宇古則一	京都
劍道師範		日比野賢吉	愛知

生徒課

勤務生徒監	教授	赤井直吉	前出
課長生徒監	教授	橋本捨次郎	前出
勤務生徒監	教授	中野靜	前出
勤務	講師	森信齋	前出
同	講師	山本誠三	前出
同	講師	稻垣善太郎	前出
兼勤	書記	土井禮	愛知
勤務	雇	横井吉次郎	愛知
課長	教授	丸山環	前出
勤務	書記	市川光一	岐阜
物理教室勤務	講師補助	山田一郎	前出

圖書課

化學教室勤務	雇	農澤繁治	奈其
勤務	雇	徳永敬止	熊本
動物植物教室勤務	雇	平井靜夫	愛知
地質礦物教室勤務	雇	西川鐵次郎	愛知
課長	教授	芝田徹心	前出
勤務	書記	田中重雄	愛知
同	雇	近藤孟	愛知
課長	教授	中村健一郎	前出
庶務係勤務	講師	吉田榮治	前出
勤務	書記	土井禮	前出
會計主任	書記	山本清一郎	静岡

會計係勤務
會計係勤務
庶務係兼勤
會計係勤務
會計係勤務

書記 淺田 央吉 三重
雇 加藤 貞助 靜岡
雇 横井 吉次郎 前出
雇 服部 重太郎 愛知
雇 黒川 金作 靜岡

學校醫

醫學士

同

小倉 金作 愛知
横井 芳三郎 愛知

第九 生徒 徒

大正元年九月三十日調

一 生徒 氏名

〔學年成績順、分界點、ノ間ハ同成績五十音順
第一學年ハ席次未定五十音順
〇ハ特待生、△ハ特別入學
氏名ノ上段ハ出身學校名略稱、下段ハ本籍府縣名〕

第一部 甲

廣 島〇京極 徹朗 (廣島)	三重第二 二井 藤三郎 (三重)	莊 内 小關 良平 (山形)
曹洞第三〇福岡 憲由 (岐阜)	愛知第三 長谷川 孝治 (愛知)	大 垣 渡谷 信三郎 (岐阜)
愛知第四 野澤 一真 (愛知)	大 垣 林 武 章 (岐阜)	福 井 三輪 光明 (熊本)
飯 田 伊藤 文壽 (長野)	早 稻 田 江口 俊比古 (三重)	中 津 織田 榮治 (大分)
海 南 木岡 豊喜 (高知)	甲 府 府 長 田 亮 (山梨)	長 野 瀧澤 源三郎 (長野)
嘉 穂 岡部 政一 (大分)	龍 野 野 松 本 文 彦 (兵庫)	明 倫 山 本 延一 (愛知)
龍々崎 河島 利助 (茨城)	第一神戸 太田 威彦 (兵庫)	愛知第一 加藤 三郎 (石川)
三重第二 坂生 久一 (三重)	早 稻 田 龜 山 誠 (東京)	粉 河 木 下 誠一 (和歌山)
下 妻 酒 寄 守 (茨城)	東 濃 平 井 明 (岐阜)	△皮 河 宗 石 (支那)
靜 岡 長 島 嶽 (靜岡)	三重第一 小野 勇次郎 (三重)	

生徒氏名(第三年)學年成績順、分界點、ノ間ハ同成績五十音順

第一部乙

曹洞第三 入谷智定(愛知)
曹洞第三 坂井喚三(愛知)
愛知第一 山口義應(愛知)
豊山 伊藤堯識(愛知)

岐 卓大館龍祥(岐阜)
明 倫久野真吉(愛知)
愛知第一 柴田六十三郎(愛知)
明 倫成田十四市(愛知)
明 倫松浦嘉市(愛知)

山 口御園生咲耶(山口)
木更津 鈴木榮源(千葉)
曹洞第三 勝川全道(愛知)
愛知第一 早川善吉(愛知)

第一部丙

新 宮○中 筋義一(和歌山)
濱 松○天 野辰夫(島根)
明 倫伊藤清治(愛知)
愛知第一 飯沼龍遠(岐阜)
愛知第一 森 西州(滋賀)

掛 川 鈴木登(静岡)
愛知第三 加藤義夫(愛知)
愛知第一 鬼頭邦彦(愛知)
返子開成 山田文治耶(秋田)
長 野松田義雄(長野)

米 澤村山喜一郎(山形)
錦 城波邊俊雄(愛知)
早稻田 山田美喜造(東京)
岐 卓藤井潤二(岐阜)

第二部甲一組

岐 卓安積忠雄(岐阜)

膳 所補井多四耶(滋賀)

第二部甲二組

三重第一○丹羽保次耶(三重)
三重第二 郡新一耶(三重)
明 倫堀内友四耶(愛知)
愛知第一 犬飼輝太郎(愛知)
姫 路小林東(兵庫)

愛知第一 志知勇次(愛知)
明 倫高橋真次(愛知)
愛知第三 大杉康弘(愛知)
熊 谷青木卓(埼玉)

明 倫市川鐵一(愛知)
明 倫小久保政春(愛知)
愛知第一 重松倉彦(愛知)
築 館千葉留五耶(宮城)
愛知第四 中根一二(愛知)
修 猷館三島卯四耶(福岡)

杵 築北野三耶(大分)
沼 津杉山金作(静岡)
東京第四 中田三耶(東京)
三重第二 水谷浩(三重)
市 岡中尾新六(大阪)
前 橋佐藤忠三耶(群馬)
東京第四 佐伯猛男(山口)
東京高師 諏訪頼道(東京)
廣島高師 吉田善(廣島)

△金 其壽(支那)
高知第一 隅田秋二耶(高知)
三重第二 辻直一(三重)
岐 卓青木繼治(岐阜)
新 潟伊藤恒二(新潟)
東 京神谷三代一(長野)
愛知第一 二秋俊耶(愛知)
中 津橋木萬(大分)
津 山草地喬(岡山)
愛知第一 齋藤恒一(三重)
東京第一 島田實(東京)

愛知第一 須賀泰輔(愛知)
加 治木菩提寺市兵衛(鹿児島)
京 北涌島正明(鳥取)
靜 岡大川二十二(静岡)
天 王寺勝木治耶(大阪)
東京第四 金子寅男(東京)
神奈川第二 瀬戸辰五耶(神奈川)
△張 惟和(支那)
新 潟中澤修一(新潟)
△彭 祥廷(支那)
愛知第三 山田三耶(愛知)

前橋伊能泰治(群馬)
葦山飯田嘉六(静岡)
錦城加藤翠(三重)
箱壁清村浩作(埼玉)
錦城下山武夫(神奈川)
京都第三友繁直次郎(京都)
廣島吉竹清海(山口)

立教印東永太郎(東京)
靜岡片山國孝(静岡)
山口金森(熊本)
安房鎌田邦男(千葉)
青山學院城文司(鹿兒島)
東京第一久保村鈞介(三重)

東北田村幸藏(千葉)
岐阜林重次(岐阜)
麻布福與省吾(東京)
東京山口長次郎(千葉)
岐阜山田三郎(岐阜)

第二部乙

東京第三〇竹下政之助(東京)
愛知第二西川久(愛知)
愛知第四青山兵吉(愛知)
掛川袴田進一郎(静岡)
和歌山貴志敏雄(和歌山)
鳥取第一德田貞一(鳥取)
高知第一西山福治(高知)
愛知第一原田三夫(愛知)

大成青木美一郎(神奈川)
京北石井德四郎(栃木)
靜岡井上豊(静岡)
箱壁遠藤守一(埼玉)
東京第四神方廉(東京)
靜岡小宮小十郎(静岡)
愛知第三堀田忠之(愛知)
愛知第一牧俊夫(愛知)
膳所森新藏(滋賀)

金澤第二相澤高亮(東京)
高知第一奥田覺(高知)
飯山春日哲(長野)
京都第四神谷顯六(京都)
濱田千代延義孝(島根)
愛知第一三品雅義(愛知)
早稻田柳原鹿松(愛知)
△熊正喧(支那)
△梁希(支那)

第三部

膳所〇伊藤蕭(愛知)
愛知第二〇渡邊定(東京)
愛知第三大鹿潔(愛知)
愛知第三友松義治(愛知)
大垣田中稻男(岐阜)
愛知第二前川齊(兵庫)
愛知第三稻塚千代丸(愛知)
愛知第四齋藤磯次(愛知)
明倫荒川伸也(愛知)
八尾久保盛德(大阪)

愛知第二早川博(愛知)
早稻田井伊谷滿壽男(静岡)
三重第二黒田八州雄(三重)
長野野佐藤喜八(長野)
沖繩繩比嘉榮真(沖繩)
五條森田幸門(奈良)
愛知第一石井鎌吉(愛知)
都文館浦部市真(東京)
金澤第一小野田外與治(富山)
愛知第一岡崎靖恭(三重)
岐阜早加藤美之(岐阜)
都文館林修(千葉)
秋田原素行(秋田)
松本百瀬正直(長野)

大川殿内督一(香川)
東京高師渡邊周而(東京)
三重第一鎌田嘉一郎(三重)
川内黒肱忍(鹿兒島)
柏原兒島誠一(兵庫)
東京第三佐山岩之助(東京)
岐阜早高木信夫(岐阜)
松本堀内千仞(長野)
東京第一増山正真(大阪)
愛知第一山田鼎二(愛知)
小野柴崎登(兵庫)

第二年

第一部甲乙組

愛知第一〇富田仲次郎(愛知)

愛知第一原隨圓(愛知)

明倫 蘆田五郎 (兵庫)	曹洞第三 伊藤 猷典 (京都)	愛知第一 長屋 潤 (愛知)
靜岡 小塚進一 (静岡)	愛知第一 石原 勇 (愛知)	姫路 埜上大有 (滋賀)
岩國 服部宣二 (山口)	明治學院 今井英男 (千葉)	愛知第一 横地幹雄 (愛知)
愛知第四 鍋木敏治 (愛知)	眞宗 西野道元 (岐阜)	三重第二 小坂軍太 (三重)
明倫 竹野清彦 (愛知)	愛知第一 水野秀雄 (愛知)	臺灣 坂本爲次郎 (香川)
錦城 中島康作 (新潟)	明倫 柳井健一 (廣島)	第一神戸 加藤 豊 (兵庫)
麻布 茂木良太郎 (神奈川)	曹洞第三 麻蒔見外 (愛知)	盛岡 寺本鶴三 (東京)
愛知第一 小津猶一 (三重)	都文館 安藤越郎 (岐阜)	東京學院 星 襄 (福島)
正則 鈴木正人 (静岡)	三重第二 伊藤信道 (愛知)	長野 野岩男哲也 (長野)
東京第四 竹内季夫 (三重)	愛知第一 齋藤次郎 (愛知)	愛知第四 飯田 豊 (山口)
膳所 中山安衛 (東京)	沼津 鈴木啓藏 (福島)	愛知第三 笹邊俊久 (愛知)
高田 山本平八 (新潟)	眞宗 藤原知謙 (愛知)	佐倉 澤田五郎 (千葉)
愛知第一 吉川直太郎 (愛知)	加治木 馬渡義夫 (鹿兒島)	天台 鈴木常觀 (栃木)
姫路 新井育三 (兵庫)	新莊 吉田信男 (山形)	粕壁 野口勝太郎 (埼玉)
愛知第二 杉浦重次 (愛知)	愛知第二 杉浦重次 (愛知)	
明倫 高田道信 (愛知)		岐阜 前田四郎 (群馬)

第一部丙

三重第二 森山銳一 (三重)	飯田 太田國雄 (長野)	明倫 佐藤直吉 (愛知)
愛知第三 矢留文雄 (愛知)	大成 田邊高三郎 (神奈川)	飯田 下島元三 (長野)
掛川 松井清一 (静岡)	徳山 豊島 豊 (山口)	岐阜 白木千里 (岐阜)
福井 中野耕一 (福井)	愛知第二 中村主税 (愛知)	愛知第一 津田季九郎 (愛知)
三重第三 伊藤秀次郎 (三重)	愛知第二 松浦 暢 (岡山)	三重第二 鳥飼正光 (三重)
静岡 岡江川誠平 (静岡)	愛知第一 村瀬淳一 (愛知)	愛知第一 中野喜一郎 (愛知)
愛知第一 加藤清貞 (愛知)	東京第四 山川悟郎 (愛知)	愛知第一 長瀬 謹 (岐阜)
愛知第四 金澤茂三郎 (愛知)	愛知第一 吉見 實 (山形)	愛知第一 花井孝一 (愛知)
愛知第二 竹内福藏 (愛知)	天王寺 今井 鑄 (愛知)	萩 福田敬二郎 (山口)
静岡 岡中條安太郎 (静岡)	前橋 中里 龍 (群馬)	明倫 水野喜代次郎 (愛知)
愛知第四 深井正男 (愛知)	明倫 大野 學 (愛知)	愛知第二 水野周次郎 (愛知)
早稲田 吉田三郎 (東京)	大成 大森徳次郎 (埼玉)	明倫 大津二三夫 (愛知)
大垣 吉田俊三 (岐阜)	明倫 加藤誠一 (愛知)	岸和田 西川由太郎 (大阪)
	花園 木村石丈 (愛知)	愛知第一 山田彈一郎 (愛知)
第二部甲一組	愛知第四 竹本恭助 (愛知)	神奈川第二關 重 廣 (神奈川)
愛知第一 田内森三郎 (愛知)		
木更津 高山 巖 (千葉)		

三重第一 秋田 穰 (三重)	明 倫河合毅一 (東京)	掛川 高橋彌吉 (静岡)
中津 藪田萬吉 (大分)	粉河 鈴木角一郎 (和歌山)	高田 中村精吾 (新潟)
慶應 小川菊之助 (愛知)	東京第三 田中猪松 (東京)	八尾 平川善藏 (大阪)
慶應 渡邊靖生 (三重)	京都第五 岩村金城 (東京)	豐岡 砂治國良 (兵庫)
三 豐石井淺八 (香川)	明 倫上田柳一 (愛知)	正則 加藤育一 (東京)
松江 板倉重義 (島根)	村上 小池敏夫 (新潟)	愛知第一 加藤尙一 (三重)
甲府 猪股正資 (山梨)	姫路 後閑靖雄 (兵庫)	日 本 加藤増之助 (愛知)
三重第三 岡野精之助 (三重)	栃木 木田波元助 (栃木)	米 子 久 壁 弘 (鳥取)
東京第一 岡本武夫 (和歌山)	東京第四 西尾辰吉 (廣島)	海 城 古賀金治 (長崎)
大 垣 河合清 (岐阜)	姫路 三宅發造 (兵庫)	愛知第一 鈴木長明 (愛知)
早稻田 鴨下武 (東京)	天王寺 兒島政治郎 (大阪)	△成 漢 (支那)
神奈川第三 比企野廣治 (神奈川)	四條 暖泉賢次郎 (大阪)	攻玉社 竹内常八 (愛知)
川 越 淺見東三 (埼玉)	愛知第一 川本孝之助 (愛知)	立 教 建部裕一郎 (東京)
岐阜 大澤信也 (岐阜)	東京第二 小坂進 (長野)	早稻田 林六郎 (東京)
	大 洲 高橋謙吉 (愛媛)	甲 府 矢崎周次 (山梨)

第二部甲二組

愛知第一 村瀬巽 (愛知)

開成 坂井規矩一郎 (和歌山)

岐阜 卓杉山米次郎 (岐阜)	天王寺 菊地次郎 (大阪)	東京第一 桑野吉和 (東京)
郡山 伊川健一 (奈良)	前橋 黒岩敏治 (群馬)	松山 山口正嘉 (愛媛)
豊岡 稻葉誠之助 (京都)	長野 柴田武 (新潟)	第一 神戶竹林勝孝 (佐賀)
岐阜 卓神山信二 (岐阜)	愛知第一 杉山宗次郎 (愛知)	日 本 中野莞二 (兵庫)
明倫 前田靜雄 (山形)	大 成 内藤匡 (東京)	愛知第一 若井翁 (愛知)
長野 高坂貴物 (長野)	成 城 福井傳十郎 (愛知)	東京第四 足立邦彦 (東京)
愛知第一 小島繁 (愛知)	米澤 池田省三 (山形)	愛知第四 齋藤善 (愛知)
開成 下長暢 (東京)	姫路 第三 加藤準一 (愛知)	錦 城 丸田信隆 (東京)
岐阜 卓原徹一 (岐阜)	野澤 小金井武次 (兵庫)	大 垣 柳瀬正哉 (岐阜)
東京 守屋忠光 (秋田)	安房 積柳原知多三 (愛知)	京都第一 伊地知濱五郎 (京都)
磐城 安藤信篤 (福島)	安房 佐生靜司 (千葉)	東京 中島太平 (山梨)
新發田 池田諒吉 (新潟)	明倫 曾我錦五 (愛知)	三重第四 中守洞吉 (三重)
桃山 小川潤次郎 (和歌山)	廣島 島高橋説二郎 (廣島)	粉 河 花房英一 (和歌山)
慶應 岡村三郎 (東京)	佐渡 渡本間亮一 (新潟)	大 川 三谷傳助 (香川)
	愛知第二 松久正次 (愛知)	札 幌 和田秀夫 (長野)

第二部乙

愛知第一 丹下正治 (愛知)

愛知第一 近藤鉦太郎 (愛知)

東濃島田幹郎 (長野)	開成小林喬樹 (東京)	福山光本鐵太郎 (廣島)
立教鶴田洋 (東京)	龍野寺田滿郎 (兵庫)	沼津村松健次 (静岡)
愛知第一原田守 (愛知)	愛知第一石川昌 (愛知)	熊谷吉田宗雄 (埼玉)
柏原福井勇藏 (福岡)	愛知第四植田義一 (愛知)	靜岡稻葉廣通 (静岡)
愛知第二齋藤信介 (愛知)	明倫加藤國造 (愛知)	銚子加瀬健 (千葉)
斐太中井哲太郎 (岐阜)	靜岡津土方倉三 (福岡)	甲府鳥居敬造 (山梨)
掛川丸野唯一 (静岡)	靜岡岡西谷不二夫 (静岡)	△播磨 森 (支那)
愛知第一山高桂 (愛知)	太田原坂本寬吉郎 (栃木)	錦城光永政介 (山口)
米澤加藤俊哉 (山形)	荏原末次又二 (東京)	東京第四山田稔 (静岡)
熊谷栗原牛丸 (埼玉)	桃山杉野米太郎 (三重)	東京第四渡瀬正三郎 (千葉)
上田○山崎勘解由 (長野)	青森深見勝 (和歌山)	字部宮渡邊勇 (栃木)
廣島小田正曉 (廣島)	三重第一小田俊郎 (三重)	高知第一隅田瑞夫 (高知)
愛知第一北川重夫 (滋賀)	愛知第三牛田秀治 (愛知)	三重第一田川勘五郎 (三重)
粉河田中正勝 (和歌山)	上田勝俣稔 (長野)	曉星高井公民 (岐阜)
愛知第一船橋長三郎 (愛知)	愛知第一木村常二 (愛知)	堺竹村直治 (大阪)
		新宮嵩敬 (和歌山)
		三重第一永井純三 (三重)

第三部

松本桃井省平 (長野)	掛川平野子平 (静岡)	松山永井茂 (愛媛)
畝傍森村正伸 (奈良)	佐野藤江守四郎 (群馬)	京都第一平井進 (高知)
東京第四矢守一耶 (東京)	愛知第二古川博 (愛知)	前橋内山久雄 (群馬)
掛川山崎績 (静岡)	豆陽松本重治 (静岡)	△黃照那 (支那)
甲府雨宮保衛 (山梨)	市岡森小一耶 (大阪)	彦根小澤雄三 (滋賀)
日川小野博 (山梨)	三重第一愛川東平 (鳥取)	△朱上禮 (支那)
愛知第四近藤明 (愛知)	姫路菅原昌 (兵庫)	廣島田中一夫 (廣島)
愛知第三白木敏 (三重)	村上中村悠藏 (新潟)	福島高橋靈司 (群馬)
高松築地美暢 (香川)	福島水野威 (静岡)	愛知第一野田九郎 (愛知)
龍ヶ崎寺田佐 (茨城)	三重第四久富治浪 (三重)	村上藤井誠太郎 (新潟)
畝傍西崎豊寛 (奈良)	愛知第一杉戸清重 (愛知)	膳所藤橋重道 (滋賀)
畝傍東森善藏 (奈良)		
第一部甲乙組 第一年		
愛知第五市川鷲雄 (岐阜)	愛知第一神谷毅 (愛知)	愛知第二師近田蓬 (愛知)
愛知第五稻垣精一 (愛知)	松本北折辰雄 (長野)	愛知第一佐野顯夫 (愛知)
眞宗井上秀靜 (岐阜)	愛知第一北川信雄 (滋賀)	愛知第四酒井賢 (静岡)
東京大島績 (岐阜)	甲府小池敏夫 (山梨)	東京第四杉本辰雄 (高知)
川越粕谷善一 (埼玉)	明倫小澤豊 (愛知)	大野多田義運 (岐阜)

東京第三	田中辰二	(愛知)	宮崎	永友正雄	(宮崎)	愛知第四	山内壯一	(愛知)
鹿島	高野貞一郎	(新潟)	東濃	林章二	(岐阜)	愛知第三	山内義文	(愛知)
東京第一	武智勝	(東京)	京北	原品吉	(福岡)	三重第二	吉川重武	(三重)
△趙	録翰	(支那)	八尾	平野履坦	(岐阜)	愛知第一	吉村宗次	(愛知)
明倫	内藤元	(愛知)	第一神戶	淵邊乾藏	(兵庫)	三重第二	乘智全	(三重)
膳所	中川清七	(滋賀)	掛川	藤江忠二郎	(静岡)	愛知第一	若林秀三	(愛知)
東京第三	中野賢作	(静岡)	天王寺	町田直	(東京)	第一神戶	和田顯治	(兵庫)
京北	中野正永	(石川)	前橋	松井一郎	(群馬)	三重第四	渡部久昭	(三重)
新潟	中澤修三	(新潟)	栃木	矢部金作	(栃木)			

第一部丙

木更津	天野壽雄	(千葉)	愛知第一	神野金重郎	(愛知)	札幌	千代治	(北海道)
莊内	五十嵐富太郎	(山形)	新潟	木村錠平	(新潟)	成城	田中巳代治	(東京)
三重第一	市川修三	(三重)	愛知第一	久野春三	(愛知)	福井	瀧澤豊雄	(長野)
愛知第一	伊東智慧丸	(愛知)	東京第四	草野次彦	(東京)	堺	谷澤百太郎	(大阪)
福井	伊東正吉	(福井)	粉河	黒田猛	(和歌山)	日本	鶴田金治	(岐阜)
岐阜	梅田修一	(岐阜)	東京第四	子安豊	(千葉)	東濃	寺田長雄	(石川)
三重第一	尾鹿正一	(三重)	愛知第五	佐治克巳	(愛知)	静岡	岡戸貞雄	(東京)
木更津	小原葵	(千葉)	愛知第一	志貴三示	(愛知)	木更津	内藤幸三郎	(千葉)
堺	柏井義夫	(大阪)	京都第三	菅井龍馬	(京都)	岐阜	中川壽	(愛知)
明倫	兼松正勝	(愛知)	東京	瀬戸覺三郎	(長野)	新庄	長井利雄	(山形)

愛知第一	羽根田三之助	(愛知)	東京第一	三宅憲治	(岡山)	新宮	山本秋廣	(和歌山)
海城	東正三郎	(三重)	慶應	安田美登	(東京)	大成	横山一俊	(東京)
東京第三	正木晃	(東京)	成城	柳澤治幸	(福岡)	甲府	渡邊寛治	(山梨)
愛知第四	松本立伍	(愛知)	柏崎	山口哲次郎	(新潟)			

第二部甲一組

學習院	阿部正直	(東京)	明倫	越野鉄次郎	(愛知)	愛知第一	兵藤直吉	(京都)
愛知第三	伊藤清市	(愛知)	東京第一	滋田清	(東京)	愛知第三	深野濟	(福岡)
天王寺	伊藤猛	(大阪)	福井	近藤敬賢	(福井)	愛知第五	藤井宗三郎	(愛知)
愛知第三	伊藤不二雄	(三重)	佐野	齋藤三郎	(栃木)	姫路	藤元章雄	(兵庫)
眞岡	石川清吾	(栃木)	第一神戶	櫻井正	(東京)	錦城	星川豊次	(愛知)
川越	印藤平三郎	(埼玉)	東京第三	島田研一	(佐賀)	日本	間庭秀文	(東京)
東京第三	宇田健二郎	(高知)	開成	菅原雄次	(山形)	愛知第一	眞野穀	(愛知)
成田	小野寺俊雄	(千葉)	明倫	祖父江末雄	(愛知)	麻布	増田憲二	(東京)
慶應	岡村四郎	(長野)	第一神戶	田井省一	(兵庫)	大垣	松永純一	(岐阜)
愛知第四	長田恒四郎	(愛知)	矢掛	高草研介	(岡山)	秋田	武藤吉治	(秋田)
莊内	大山於菟治郎	(山形)	愛知第四	島居音次	(愛知)	廣島	宗像圭一	(廣島)
愛知第五	川井茂雄	(愛知)	三重第三	中井貞太郎	(三重)	沖繩第一	山田有實	(沖繩)
臺灣	木村忠雄	(長野)	愛知第五	服部讓次	(滋賀)	愛知第一	吉田鏡	(愛知)
成城	小松要次郎	(廣島)	東京高師	日向野芳雄	(東京)	曉星	李人傑	(支那)

第二部甲二組

豐岡朝熊利英(兵庫)	愛知第五大矢榮四郎(愛知)	愛知第一藤田惣三郎(愛知)
愛知第三安藤益三郎(愛知)	愛知第一大谷武一(兵庫)	甲府本多二郎(群馬)
龍ヶ崎安藤五郎(茨城)	愛知第五川原富治(愛知)	麻布松山庄七郎(東京)
日本伊藤淳次郎(静岡)	高田倉石文三郎(新潟)	東京第一三宅静一(福井)
愛知第四伊藤隆吉(愛知)	新潟瀧兒島秀一郎(新潟)	明治學院光富久壽惠(高知)
彦根稻垣宗二郎(福井)	東京第三坂口祿三(京都)	廣島水山祐定(廣島)
愛知第一井上真一(愛知)	△孫鶴雲(支那)	廣島六鹿傳治郎(愛知)
前橋今井頼次郎(群馬)	長野野田中憲造(長野)	掛川望月喜一(静岡)
甲府今村三二(長野)	高田田中六之助(新潟)	愛知第一柳生六郎(愛知)
神奈川第一岩橋達夫(神奈川)	三次伊達豊(廣島)	東京第三山田秀樹(静岡)
愛知第五内山博次(愛知)	大垣竹中庄三(岐阜)	高田湯本三郎(新潟)
新宮裏地正生(和歌山)	第一神戶仲居源治(兵庫)	麻布代永泰(東京)
麻布小谷五木雄(兵庫)	熊谷中村善次郎(埼玉)	東濃吉田孝太郎(岐阜)
愛知第五大島文義(東京)	第一神戶平井庄三郎(三重)	△黎鴻榮(支那)
粕壁大鷹祥之(埼玉)	東京第一淵川銀次(東京)	

第二部乙

商工蘆田英太郎(兵庫)	五條岡本正行(和歌山)	成城金兒文夫(三重)
静岡伊東廣(静岡)	愛知第一大鹽義男(愛知)	愛知第三河村利夫(愛知)
明倫磯部甫(愛知)	愛知第三大島亮(愛知)	神奈川第一久野百千(愛知)
龍野岡田要(兵庫)	米澤加藤儀三郎(山形)	松本熊谷義一(長野)

麻布栗原國雄(三重)	秋田西村資治(秋田)	川越山下基治(埼玉)
三重第三小澤美知(三重)	東京第四長谷川孝三(東京)	愛知第一山田榮已次郎(愛知)
廣島佐伯規(山口)	明倫樋口操(滋賀)	愛知第一山田暲治(愛知)
愛知第一坂倉鉄二(愛知)	東京第四福富忠男(東京)	京北山田勇一郎(静岡)
廣島清水政太郎(大阪)	松本藤森每雄(長野)	野澤依田信吾(長野)
東京第一重宗亮一(東京)	神奈川第一増田茂夫(神奈川)	開成横山信二(福井)
安積高田武治(福島)	榛原松浦新之助(静岡)	早稻田吉田真太郎(東京)
徳義瀧本武夫(和歌山)	東京第一松澤脩一郎(長野)	川邊吉峰時之輔(鹿兒島)
東京第一佃十吉(東京)	愛知第三水野錦一(愛知)	五條和田滋穂(滋賀)
長野師範中澤理(長野)	廣島八島仁吉(廣島)	

第三部

濱松足立雪郎(静岡)	岐阜卓梅田真一(岐阜)	△順祖漢(支那)
愛知第二赤堀清治(愛知)	東京高師大澤慶二(東京)	川越小島文吉(埼玉)
神奈川第二秋澤國美(神奈川)	大垣大橋員惠(岐阜)	京北小林鏡(佐賀)
三重第二伊藤斯郎(三重)	川越加藤勝三(埼玉)	丸龜合田民藏(香川)
愛知第一伊藤鐵治郎(愛知)	第六七教加藤安太郎(奈良)	三重第二田中準三(三重)
松本池上芳次郎(長野)	松本蟹澤進(長野)	愛知第四高須清(静岡)
福島石井吉五郎(福島)	榛原川本六郎(静岡)	東京第四谷真信(東京)
京華磯日出郎(栃木)	太田久保田實(群馬)	三重第一藤内亮(和歌山)
熊谷一和多義光(埼玉)	△胡鯤(支那)	甲府内藤政久(山梨)

東京第一 中泉正徳 (東京)
 大垣 中原養樹 (岐阜)
 芝 中村彬 (茨城)
 膳所 西部増治郎 (福井)
 熊谷 野口浩 (埼玉)
 東京第一 長谷川不二郎 (東京)
 愛知第五 甚目福四郎 (愛知)
 愛知第一 服部進 (愛知)
 静岡 岡藤谷 峻 (静岡)
 愛知第四 間瀬和夫 (愛知)
 諏訪 武藤久平 (長野)
 正則室 義 (和歌山)
 山矢田清一郎 (静岡)
 大垣 矢野義雄 (岐阜)
 △葉 爾徳 (支那)

二 第八高等学校生徒地方別

大正元年九月三十日調

道廳府縣	第一部		第二部		第三部	合計
	甲	乙	甲	乙		
東京	四	一	八	一三	二九	二二
神奈川	一		一	二	四	七
埼玉	二		一	三	六	四
千葉	二		四	七	六	八
茨城	二		二	二	一	五
山梨	二		一	三	四	二
新潟	三	一	二	六	一	二
群馬	一		二	二	五	四
合計	一四	一	二二	四一	一〇	六四

道廳府縣	甲	乙	丙	計	甲	乙	計	第三部	合計
栃木	二	一		三	三	三	六	一	一〇
長野	四		五	九	一〇	七	一七	八	三四
福島	二			二	一	一	二	一	五
北海道			一	一					一
宮城				六		一	五		一
山形	二		四	六	三	二	五		一
秋田			一	一	二	一	三	一	五
三重	八	一	六	一五	一五	四	一九	一〇	四四
愛知	二二	一八	三五	七五	四九	二四	七三	二二	一七〇
静岡	六		四	一〇	八	一一	一九	一〇	三九
滋賀	三		一	四	二	三	五	三	一二
岐阜	九	四	七	二〇	一三	一	一四	七	四一
福井			二	二	三	一	四	一	七
石川	二		一	三					三
合計	一四	一	二二	四一	一〇	六	六四	一〇	一〇

三 第八高等學校生徒年齡別

大正元年九月三十日調

總計	清國	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	愛媛
九九	二		一	一	一		一	二		
三〇										
九九								一		
二二八	二		一	一	一		一	三		
二四七	七	一	二		一	二	三	二	一	二
一〇三	三		一					二		
三五〇	一〇	一	三		一	二	三	四	一	二
一二六	五	一	一			一				一
七〇四	一七	二	五	一	二	三	四	七	一	三

香川	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	高知	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	富山	道廳府縣
一	二	一				二	一		七				甲
	一	一						一					乙
	二		二	一			三			四	一		丙
一	五	二	二	一		二	四	一	七	四	一		部計
二	二	七	二	一	二	三	五	一	二	七	五		甲
	二	二		一	一	二	四		三	一	一		乙
二	四	九	二	二	三	五	九	一	一	五	八	六	部計
三		二			一	二	四	五	四	四		一	第三部
六	九	一三	四	三	四	九	一七	七	二六	一六	七	一	合計

部三第	部二第			部一第			類別	最高年	最低年	平均														
	第三年	第二年	第一年	第三年	第二年	第一年																		
											乙	甲	乙	甲	乙	甲								
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
二六、八	二五、七	二六、九	二五、二	二六、八	二四、〇	二七、九	二六、四	二六、一	二八、四	二五、九	二五、二	二四、三	二六、八	二八、七	二七、九	二六、四	二六、一	二八、四	二五、九	二五、二	二四、三	二六、八	二八、七	二七、九
九、六	八、九	七、〇	九、四	八、三	七、七	九、七	九、〇	八、四	八、七	八、八	八、七	八、九	八、一	八、四	八、七	八、四	八、一	八、七	八、八	八、七	八、九	八、一	八、四	八、七
二、五	二、〇	二、〇	二、三	二、〇	二、一	二、九	二、二	二、五	二、二	二、一	二、一	二、四	二、〇	二、五	二、一	二、〇	二、四	二、一	二、〇	二、一	二、四	二、〇	二、五	二、一
五	〇	一	〇	〇	三	〇	二	五	九	〇	四	六	五	八	五	八	五	八	五	八	五	八	五	八

第十 卒業者

一 卒業者氏名

〔卒業成績順、分界點、ノ間ハ同成績五十音順
氏名ノ上段ハ進入大學略稱、下段ハ本籍府縣名〕

第一回明治四十四年七月卒業(百五十九人)

第一部甲類

東法 田中直通 (栃木)	東法 今川正 (宮城)	東法 荒川一郎 (大分)
東法 伊藤武彦 (岐阜)	東法 手島博章 (鳥取)	東法 今井榮之 (富山)
東法 大野坦三 (新潟)	東法 松本 薫 (愛媛)	東法 今井榮之 (富山)
東法 大野坦三 (新潟)	東法 澤野信藏 (大阪)	東法 岩田眞四 (愛知)
東法 淺井彌六 (愛知)	東法 中村謙示 (愛知)	東法 木村五郎 (岩手)
東法 杉山茂 (兵庫)	東法 京法	東法 三田三次 (埼玉)
		東法 山田重次 (山梨)

第一部乙類

東文 栗田元次 (愛知)	東文 加藤成俊 (愛知)	東文 岡言智 (山梨)
東文 平林治徳 (愛知)		

卒業者氏名、卒業成績順、分界點、ノ間ハ同成績五十音順

東文 佐々木圓梁 (福井)

東文 金子光介 (福井)

東文 手塚良道 (愛知)

第一部丙類

東法 永田安吉 (兵庫)

東法 堀 義雄 (長野)

東法 岡村正男 (島取)

東法 小林一郎 (山形)

東法 佐治長丸 (愛知)

東法 中村秀夫 (島根)

東法 服部初太郎 (愛知)

東法 藤沼新三郎 (栃木)

東法 渡邊修二 (愛知)

東文 伊東義啓 (長野)

東文 魚澄惣五郎 (兵庫)

京法 大木俊輔 (兵庫)

東文 兒玉光榮 (兵庫)

東法 松浦 是 (愛知)

東法 飯田好文 (兵庫)

東法 谷 忠治 (愛知)

東法 二見直三 (岩手)

東法 稻生 稔 (愛知)

東法 小曾木丈三郎 (愛知)

京法 大瀬正一 (山形)

東法 高橋 健 (愛知)

東法 堀部市郎 (岐阜)

東法 上田義郎 (三重)

東法 加藤源之助 (愛知)

東法 饑田一耶 (和歌山)

東法 堀 昌三 (岐阜)

東法 小林治郎 (三重)

東法 丹羽 猛 (神奈川)

第二部甲類

東工 石川 浩 (兵庫)

九工 岩瀬徳三郎 (千葉)

東工 森田三郎 (東京)

九工 大森 劔郎 (愛知)

京理工 高柳與四郎 (群馬)

東工 岩井秀男 (東京)

京理工 織田啓治 (大分)

東工 大隈 一作 (佐賀)

九工 小芝元吉 (千葉)

九工 關澤三吉 (新潟)

京理工 村野貞則 (福井)

京理工 足立元二郎 (愛知)

東工 川本良吉 (愛知)

東工 久保田耕太郎 (和歌山)

東工 小島正輝 (兵庫)

九工 多田美一 (和歌山)

東工 津田千秋 (和歌山)

東工 松田忠吉 (福島)

京理工 淺村啓三 (大阪)

九工 川目 亮 (東京)

京理工 清水半一 (京都)

東工 庄司研治 (秋田)

東理 高山義太郎 (神奈川)

東工 館野親雄 (茨城)

東工 張 玄彦 (佐賀)

東工 寺田彌平 (兵庫)

東工 伊藤孝忠 (香川)

東工 浦五十吉 (三重)

九工 可知 量 (岐阜)

九工 鈴木憲一 (愛知)

九工 坪井三郎 (山口)

京理工 内藤圓曹 (滋賀)

九工 松尾寛一 (和歌山)

東工 有田寅吉 (和歌山)

京理工 岡内 翠 (香川)

九工 鈴木雅次 (長野)

九工 富岡清人 (山口)

京理工 池上信次郎 (大阪)

九工 大岩 肇 (愛知)

東工 仙波修三 (茨城)

東工 高草立夫 (岡山)

東工 西村啓三 (兵庫)

東工 萩原俊一 (東京)

東工 橋本金一 (東京)

東工 橋本統一 (大阪)

東工 堀 重固 (愛知)

東工 水谷 佐七 (愛知)

東工 石谷讓二 (東京)

九工 岩山虎雄 (岩手)

東工 田端耕造 (和歌山)

東理 内藤邦策 (山梨)

京理工 中谷 潔 (和歌山)

九工 中森延一 (廣島)

京理工 岡田丈五郎 (滋賀)

東工 荻原基治 (福岡)

東工 楠 正伯 (東京)

九工 高木敏雄 (愛知)

京理工	高澤倉吉 (埼玉)	京理工	小笹進 (滋賀)	東工	村井貞雄 (東京)
東工	長竹信次 (群馬)	京理工	太田幸一 (東京)	京理工	石光眞俊 (熊本)
東工	鍋島朝俊 (佐賀)	九工	窪田格太郎 (東京)	京理工	柴田誠一 (鳥取)
九工	福永勉 (廣島)	九工	小柳信三郎 (長野)	東工	田上禎吉 (廣島)
東工	平瀬三雄 (大阪)	東工	戸田通直 (岐阜)	京理工	内藤省三 (山梨)
京理工	森芳太郎 (大阪)	九工	中尾幸雄 (佐賀)		
東工	吉年寅秋 (大阪)	東工	長谷川健次 (福井)		
		京理工	堀切文作 (福島)		

第二部乙類

東農	佐々木喬 (鳥取)	東農	樋谷仙次郎 (岐阜)	東農	山林邦太郎 (大阪)
東理	鮫島實三郎 (大阪)	東農	服部源助 (愛知)	東醫	今井榮三 (和歌山)
東農	清水政治 (兵庫)	東農	山口賢一郎 (愛知)	九工	甲斐原貫一 (大分)
東理	中村左衛門太郎 (東京)	東農	能美季一 (島根)	東農	黒澤戒三 (兵庫)
東農	北條智勇 (滋賀)	東理	大久保幹雄 (愛知)	東農	小山由孝 (神奈川)
東理	山口彌輔 (茨城)	東農	木谷重榮 (石川)	東理	青木廉二郎 (岐阜)
東農	岡出幸生 (三重)	東農	鈴江豊一 (徳島)	東農	木下啓一郎 (和歌山)
東醫	篠田淳三 (愛知)				

第二回 明治四十五年七月卒業(百六十五人)

第一部甲類

京理工	高橋寅三 (大阪)	九工	中谷郁三郎 (大阪)	京理工	福井國男 (大阪)
東醫	町田崇山 (群馬)	東農	南糺夫 (静岡)	東農	倉本文八 (兵庫)

第一部乙類

東法	大庭國重 (神奈川)	東文	樽崎敏雄 (佐賀)	京法	水野萬次 (兵庫)
京法	濱口哲彌 (三重)	東法	磯谷恒雄 (京都)	東法	毛受寛一 (愛知)
京法	大原隆太郎 (兵庫)	東法	後藤文憲 (愛知)	京法	山岡朴 (岡山)
京法	堀部淺 (岐阜)	東法	白石平雄 (福岡)	京法	國島三郎 (岐阜)
東法	飯田一郎 (山梨)	東法	西田成三 (山口)	京法	氣賀明造 (静岡)
東法	隠岐謙二 (愛知)	東法	平岩新彌 (愛知)	京法	庄野俊平 (徳島)
京法	佐々木桑次 (石川)	東法	村田眞一 (三重)	京法	古澤痴一 (岐阜)
京法	島田貫一 (三重)	東法	渡邊湛桂 (愛知)	京法	山中榮 (鳥取)
東法	武田九助 (愛知)	東法	麻生亮藏 (廣島)	京法	李範昇 (朝鮮)

京文 田地 匡 (長野)

京法 保科 舉一 (新潟)

第一部丙類

東文 加藤 榮藏 (愛知)
京文 佐々木 慧音 (愛知)

京法 津村 清太郎 (奈良)

東法 川瀨 俊男 (愛知)

東法 鈴木 重一 (三重)

東法 竹村 五三郎 (滋賀)

東法 福森 利房 (三重)

東法 田中 圓田 (福岡)

東法 六鹿 貫 (愛知)

東法 海部 太郎 (愛知)

東法 松本 武夫 (兵庫)

東法 內山 光雄 (新潟)

東法 藤田 幹作 (廣島)

東法 山岸 謙二 (東京)

東法 鎌田 政忠 (香川)

東法 堀江 貞喜 (岐阜)

東法 今井 豊 (富山)

東法 小杉 亥一郎 (新潟)

東法 磯 望 (和歌山)

東法 細井 亥之助 (滋賀)

東法 齋藤 喜一 (静岡)

東法 管野 精三 (岩手)

東法 森 憲 (兵庫)

東法 山田 哲昭 (愛知)

東法 石坂 芳郎 (埼玉)

東法 小山 隆亮 (山口)

東法 岡野 博一 (千葉)

東法 伊藤 九萬一 (岩手)

東法 高野 貞三 (岐阜)

東法 出口 尚 (三重)

東法 小澤 秋二 (愛知)

東法 高瀬 知一 (愛知)

東法 野村 昌三 (千葉)

東理 田中 亮吉 (三重)

東理 岩井 祐文 (三重)

九工 渡邊 武夫 (北海道)

東理 富永 齊 (埼玉)

東理 神代 雄三 (山口)

九工 石垣 清 (埼玉)

東工 川村 勝 (三重)

東工 池田 英雄 (岡山)

東工 岡田 實 (岐阜)

東工 柴田 憲一郎 (長野)

東工 中込 浩次 (山梨)

東工 高橋 昌利 (岩手)

東工 杉岡 磨古刀 (廣島)

東工 丹羽 宮樹 (愛知)

東工 千谷 虎雄 (高知)

東工 小島 善一 (愛知)

東工 淺野 外茂吉 (石川)

東工 德川 武定 (東京)

東工 眞崎 尚忠 (京都)

東工 伊藤 重敏 (愛知)

東工 藤本 康竹 (長野)

東工 井上 克巳 (高知)

東工 小田 切直行 (滋賀)

東工 九里 博武 (新潟)

京理工 沈 化 慶 (支那)

京理工 須崎 虎之助 (埼玉)

京理工 多田 三之輔 (東京)

京理工 島山 邦彦 (東京)

京理工 河邊 翁一郎 (富山)

京理工 中井 俊平 (静岡)

京理工 中川 銀三郎 (三重)

京理工 須崎 儀三郎 (愛知)

京理工 中村 爲嗣 (石川)

京理工 中川 周造 (愛知)

京理工 瀧 儀三郎 (愛知)

京理工 安達 周藏 (愛知)

東工 湯淺 龜一 (静岡)

東工 柳原 隼次 (静岡)

東工 久世 欽十郎 (大阪)

東工 湯淺 龜一 (静岡)

東工 柳原 隼次 (静岡)

東工 清水 本之助 (長野)

東工 湯淺 龜一 (静岡)

東工 柳原 隼次 (静岡)

東工 野草 耕作 (兵庫)

卒業者氏名、卒業成績順、分界點*、間八同成績五十音順

備考 明治四十五年進入者中同四十四年卒業セシモノ八人ヲ含ム

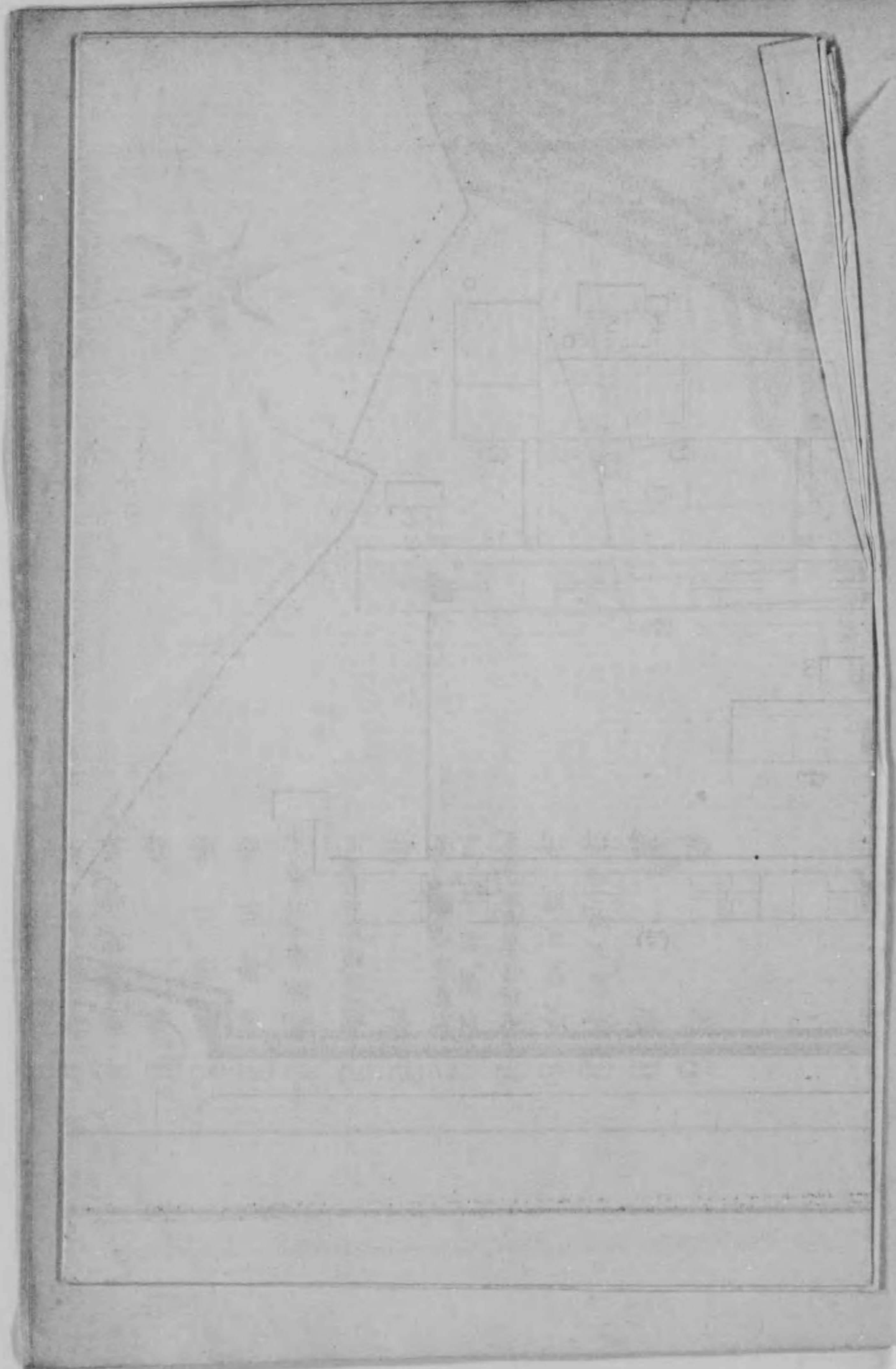
第十一 敷地建物

敷地ハ愛知縣愛知郡呼続町ニ在リ面積一萬六千六百五拾坪
建物面積貳千貳百六拾叁坪參合二勺四ニシテ之ヲ區別スレハ左表ノ
如シ

第八高等學校建物表

所用名	構造種類	建坪
物理教室及實驗室 化學教室及實驗室 動植物地質教室 及實驗室	木造平家建	二〇〇〇坪
圖書教室	同	三七九〇〇
生徒控所	同	一〇〇〇〇
同	同	九〇〇〇

事務室及教室	木造二階建	三二〇〇〇
講堂及圖書閱覽室	同	一七一四六
書庫	煉瓦三階建	二〇〇〇〇
銃器庫及附屬室	木造平家建	四八〇〇〇
發電機關室及蓄電池室	同	三〇〇〇〇
倉庫	同	四〇〇〇〇
學寮北寮	木造二階建	一九八〇〇〇
同中寮	同	七六五〇〇
同南寮	同	一九八〇〇〇
食堂廁所浴室及洗面所	木造平家建	二二八〇〇〇
道場	同	六〇〇〇〇
小使室	同	二五〇〇〇
門衛所	同	六五〇〇〇
供待及物置	同	二四〇〇〇



敷地建物			
物置	裏門衛所	給水用唧筒室	便所
同	同	同	同
		六棟	
一〇〇〇〇	六七八	三〇〇〇	四五五〇〇
			二、二六三三二四
			計

敷地建物

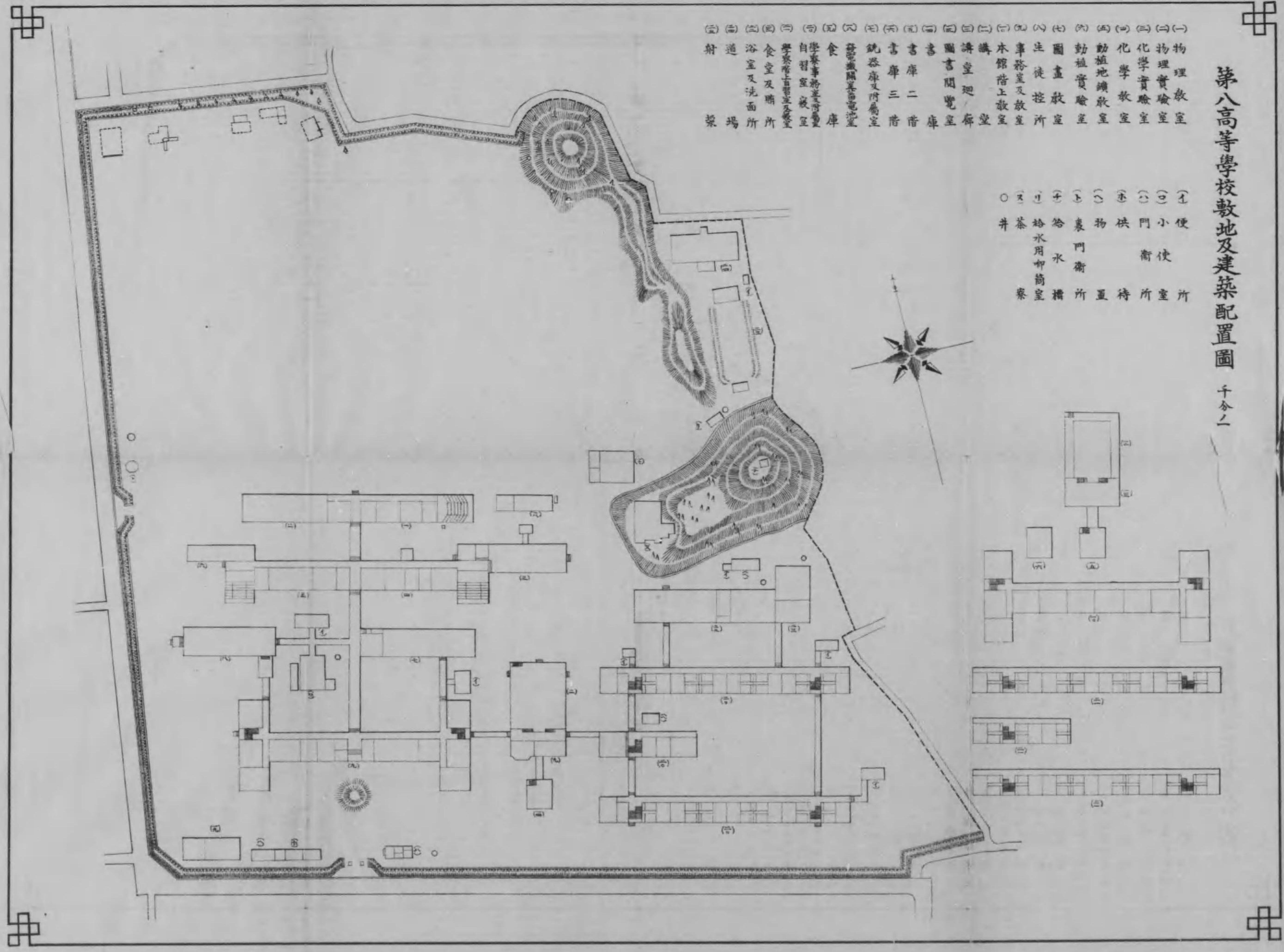
一六六



第八高等學校敷地及建築配置圖 千分一

- (一) 物理教室
- (二) 物理實驗室
- (三) 化學實驗室
- (四) 化學教室
- (五) 動植物地舖教室
- (六) 動植物實驗室
- (七) 圖畫教室
- (八) 生徒控所
- (九) 事務室及教室
- (十) 本館階上教室
- (十一) 講堂
- (十二) 圖書閱覽室
- (十三) 圖書庫
- (十四) 圖書二階
- (十五) 圖書三階
- (十六) 銃器庫及附屬室
- (十七) 發電機室
- (十八) 食庫
- (十九) 學務事務室及習室
- (二十) 自習室及教室
- (二十一) 學務階上習室及教室
- (二十二) 食堂及膳所
- (二十三) 浴室及洗面所
- (二十四) 射場

- (1) 小便室
- (2) 門衛
- (3) 物庫
- (4) 表門衛
- (5) 給水
- (6) 給水用柳筒室
- (7) 茶井
- (8) 井
- (9) 待室
- (10) 廁所
- (11) 廁所
- (12) 廁所
- (13) 廁所
- (14) 廁所
- (15) 廁所
- (16) 廁所
- (17) 廁所
- (18) 廁所
- (19) 廁所
- (20) 廁所
- (21) 廁所
- (22) 廁所
- (23) 廁所
- (24) 廁所
- (25) 廁所
- (26) 廁所
- (27) 廁所
- (28) 廁所
- (29) 廁所
- (30) 廁所



總	11000
計	11000
所	11000
間	11000
六	11000
棟	11000
11000	11000
11000	11000

附 錄

一 高等中學校令

明治四十四年
勅令第二百十七號

- 第一條 高等中學校ハ中學校ヲ修了セル者ニ對シ更ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第二條 高等中學校ハ官立トシ其ノ數ハ全國ヲ通シテ二十校以内トシ一校ノ生徒定員ハ四百八十人以内トス
- 第三條 高等中學校ノ修業年限ハ二年五月乃至二年六月トス
- 第四條 高等中學校ノ學科ヲ分チテ文科及理科トス
- 第五條 高等中學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ年齡十六年以上ニシテ之ト同等ノ學力アリト檢定セラレタル者タルヘシ

第六條 高等中學校ノ學科目及其ノ程度並入學退學及懲戒ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 高等中學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ學校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ檢定ヲ經サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時之ヲ使用スルコトヲ得

第八條 本令ニ依ラサル學校ハ高等中學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

第九條 本令ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 高等學校令ハ之ヲ廢止ス

第十一條 高等學校ハ高等中學校ト改稱ス

前項ノ高等中學校ニハ當分ノ内第二條ノ生徒定員ニ關スル規程ヲ適用セス

第十二條 高等學校大學豫科ハ本令施行ノ際現ニ在學スル者ノ爲ニ明治四十八年八月三十一日迄之ヲ存置ス

第十三條 他ノ勅令中高等學校トアルハ高等中學校ト看做ス

一 高等中學校規程

明治四十四年文部省令第二十五號

第一條 文科ノ學科目ハ修身國語及漢文第一外國語第二外國語、歴史、地理、心理及論理、數學、物理及化學、法制及經濟、體操トス

理科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、第一外國語、第二外國語、數學、博物、物理及化學、圖畫、法制及經濟、體操トス

外國語ハ英語、獨語又ハ佛語トス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ

養成シ實踐躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス

修身ハ道德ノ要領ヲ授ケ國家、社會及家族ニ對スル責務竝人格修養ニ關シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我國道德ノ特質ヲ悟ラシムヘシ

第三條 國語及漢文ハ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表ハスノ能ヲ得セシメ文學上ノ趣味ヲ養ヒ智德ノ啓發ニ資スルヲ以テ要旨トス

國語及漢文ハ文科ニ在リテハ近古、中古及上古ノ國文竝普通ノ漢文ヲ講讀セシメ又國語ノ作文ニ習熟セシメ國語文法及國文學史大要ヲ授ケ理科ニ在リテハ主トシテ普通ノ漢文ヲ授ケ又國語ノ作文ニ習熟セシムヘシ

第四條 外國語ハ英語、獨語又ハ佛語ヲ了解シ且之ヲ運用スルノ能ヲ得シメ兼テ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ要旨トス
外國語ハ發音、綴字、讀方、譯解、話方、作文、書取及文法大要ヲ授クヘシ

第五條 歴史ハ歷史上重要ナル事蹟ヲ知ラシメ社會ノ變遷、邦國盛衰ノ由ル所ヲ理會セシメ特ニ我國ノ發達ヲ詳ニシ國體ノ特異ナル所以ヲ明ニシ國民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史、東洋史及西洋史ヲ授クヘシ

第六條 地理ハ我國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシムルヲ以テ要旨トス
地理ハ我國及諸外國ノ政治經濟ニ關スル事項竝我國ト諸外國トノ政治經濟上ノ關係等ヲ授クヘシ

第七條 心理及論理ハ心ニ關スル基本ノ知識ヲ得シメ兼テ思考ヲ練リ智德ノ修養ニ資スルヲ以テ要旨トス

心理及論理ハ各種ノ精神作用、思考ノ原則及其ノ方法ノ概要ヲ授クヘシ

第八條 數學ハ數理ヲ會得セシメ計算應用ニ熟セシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ文科ニ在リテハ數學雜論ヲ授ケ理科ニ在リテハ代數、三角法、初等解折幾何及初等微分積分ヲ授クヘシ

第九條 博物ハ天然物ニ關スル知識ヲ與ヘ兼テ觀察ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

博物ハ植物學、動物學、礦物學及地質學ノ一班ヲ授ケ又主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十條 物理及化學ハ自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則ヲ理會セシメ兼テ觀察及思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

物理及化學ハ文科ニ在リテハ物理及化學ニ關シ重要ナル事項ヲ授ケ理科ニ在リテハ力學初步、物性論、音響學、熱學、光學、磁氣學、電氣學、理論化學、無機化學及有機化學ノ一斑ヲ授クヘシ又理科ニ在リテハ主要ナル實驗ヲ課スヘシ

第十一條 法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民生活ニ必

要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及經濟ハ法學通論及經濟通論ヲ授クヘシ

第十二條 圖畫ハ形體ヲ正確ニ畫クノ方法並其ノ理ヲ會得セシメ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

圖畫ハ平面幾何畫、射影圖法、圖法幾何、陰影法及遠近法ヲ授クヘシ

第十三條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメテ身體ヲ強健ナラシメ動作ヲ機敏ナラシメ快活剛毅堅忍持久ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス

體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得

第十四條 文科及理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目	學科及學年		修身	國語及漢文	第一外國語	第二外國語	歷史	地理	心理及論理	數學	物理及化學	博物	圖畫	法制及經濟	體操
	第一學年	第二學年													
文	一	一	一	六	九	九	三	二	二	隨意(二)	隨意				三
科	一	一	一	五	九	九	四			隨意(三)	隨意			二	三
理	一	一	一	二	七	七				四	二二	二二	三	二	三
科	一	一	一	二	六	五				五	三三	三三	二	三	三

計

三三三

三三三

三三三

三三三

理科第二學年ノ圖書ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ課セサルコトヲ得此ノ場合ニハ其ノ每週教授時數ヲ第一外國語第二外國語ニ配當スルコトヲ得

本表ノ外理科ニ在リテハ第一學年ニ於テ物理及化學實驗凡二十回、博物實驗凡十五回、第二學年ニ於テ物理及化學實驗凡二十五回、博物實驗凡十回ヲ課ス但シ各學科目ノ實驗總回數ヲ變更セサル限リハ各學年ノ實驗回數ヲ増減スルコトヲ得

修身及體操ヲ除キ各學科目ノ教授總時數ヲ減セサル限リハ各學年ニ於テ前表各學科目ノ每週教授時數ヲ變更スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ隨意科目ノ教授時數ヲ除キ三十三時ヲ超ユルコトヲ得ス

第二外國語ヲ修メサル者ニ對シテハ其ノ教授時數ヲ便宜他ノ學科目

ニ配當スルコトヲ得

第一外國語ハ中學校ニ於テ生徒ノ履修シタル外國語トス但シ生徒ノ志望ニ依リ第一外國語ノ種類ヲ轉換スルコトヲ得シム此ノ場合ニ於テハ各學年ニ於ケル第一外國語及第二外國語ノ每週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科	學科及學年			
	文		理	
	第一學年	第二學年	第一學年	第二學年
第一外國語	一四	一四	一二	一二
第二外國語	四	四	二	二

本表ノ場合ニ於テハ理科第二學年ノ圖畫ハ之ヲ課セス

第十五條 第一學年ハ四月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終リ第二學年ハ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル

第一學年ハ分チテ四學期トシ第二學年ハ分チテ三學期トス

第十六條 教授日數ハ第一學年二百八十五日以上第二學年二百十日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第十七條 傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲スコトヲ得

第十八條 紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

第十九條 高等中學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等ノ學力アリト檢定セラレヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且體格檢査ヲ受ケ之ニ合格スルコトヲ要ス

- 一、專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
- 二、專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル者但シ

某學校ノ入學ニ限リ指定ヲ受ケタル者ヲ除ク

第二十條 第二學年ニ入學ヲ許スヘキ者ハ第一學年ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ第一學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試験ニ依リテ檢定スヘシ

第二十一條 生徒ニシテ退學シタル者退學シタルトキヨリ一箇年ヲ經過セスシテ更ニ入學ヲ志願シタルトキハ同一學年以下ノ學年ニ限リ入學ヲ許可スルコトヲ得

第二十二條 他ノ高等中學校ニ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限リ其ノ生徒ノ在學證明書及成績表ヲ移轉先學校ニ送付スヘシ
移轉先學校ニ於テハ缺員アル場合ニ限リ前項生徒ノ轉學ヲ許可スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ轉學ヲ許可スル生徒ハ試験ヲ行ハスシテ同一學年ニ編入スルコトヲ得

第二十三條 第一學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ但シ正當ノ事由アリテ試験ニ缺席シタル者ニ對シテハ平素ノ學業ノ成績ノミヲ考查シテ之ヲ定ムルコトヲ得

或種類ノ學科目ニ就キテハ試験ヲ行ハサルコトヲ得

第二十四條 第一學年第三學期ノ終ニ於テ生徒ノ成績ヲ考查シ進級ノ見込ナシト認メタル者ハ其ノ年四月ニ於テ開始スル第一學年ニ編入スヘシ

第一學年ノ學年試験ニ合格セサル者ハ其ノ年四月ニ於テ開始スル第一學年ニ編入スヘシ

第二十五條 學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ